いちご一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

冬季大会：令和４(2022)年１月24日(月)～30日(日)

本 大 会：令和４(2022)年10月１日(土)～11日(火)

いちご一会とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

令和４(2022)年10月29日(土)～31日(月)

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
実行委員会

第５回 常任委員会

令和３(２０２１)年８月２日(月)

栃木県総合文化センター 特別会議室

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
第５回常任委員会　目次

１　報告事項

報告事項 1　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 役員の変更　P.　3
報告事項 2　いちご一会とちぎ国体 競技会会期等の変更　P.　4
報告事項 3　いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の追加及び日程等の変更　P.　8
報告事項 4　いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更　P. 11
報告事項 5　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会　総合リハーサル実施日　P. 14
報告事項 6　いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインについて　P. 15
報告事項 7　いちご一会とちぎ国体冬季大会 中央競技役員数及び同所要経費基準　P. 32
報告事項 8　いちご一会とちぎ国体本大会 報道員及びその他大会関係者宿泊規程　P. 33
報告事項 9　いちご一会とちぎ国体冬季大会 報道員及びその他大会関係者宿泊規程　P. 35
報告事項10　いちご一会とちぎ国体本大会 宿泊事務実施要領　P. 37
報告事項11　いちご一会とちぎ国体冬季大会 宿泊事務実施要領　P. 43
報告事項12　いちご一会とちぎ大会 宿泊事務実施要領　P. 49
報告事項13　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準の一部改正　P. 54
報告事項14　いちご一会とちぎ大会 大会役員編成基準　P. 57
報告事項15　いちご一会とちぎ大会 特別招待者の範囲　P. 59
報告事項16　いちご一会とちぎ大会 リハーサル大会実施要綱　P. 61
報告事項17　いちご一会とちぎ大会 リハーサル大会競技実施要項　P. 72
報告事項18　いちご一会とちぎ大会 リハーサル大会競技別実施要領　P. 75
報告事項19　いちご一会とちぎ国体 セーリング競技リハーサル大会売店設置運営要項　P.113
報告事項20　いちご一会とちぎ国体 セーリング競技会弁当調製施設選定基準　P.123

２　その他

(1)　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について　P.127
(2)　いちご一会募金(寄附金)・企業協賛の状況について　P.128
(3)　ボランティアの登録状況について　P.130
(4)　いちご一会運動(県民運動)の実施状況について　P.131

３　参考資料

(1)　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 役員名簿　P.135
(2)　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 会則　P.136
(3)　いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 組織図　P.141
(4)　総会から常任委員会等への委任事項　P.142
(5)　「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」推進宣言　P.143

報　告　事　項

報告事項1

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更

令和２年11月10日から令和３年８月２日までの間における役員の変更については、次のとおりである。

○ 副会長

（敬称略）

機関・団体名及び役職	新	旧
栃木県議会議長	阿部　寿一	相馬　憲一
栃木県副知事	末永　洋之	岡本　誠司
(公財)栃木県スポーツ協会理事長	石松　英昭	小祝　章二

○ 常任委員

機関・団体名及び役職	新	旧
栃木県議会副議長	佐藤　良	山形　修治
栃木県議会県政経営委員会委員長	池田　忠	日向野　義幸
栃木県議会生活保健福祉委員会委員長	関谷　暢之	池田　忠
栃木県議会農林環境委員会委員長	琴寄　昌男	中島　宏
栃木県議会経済企業委員会委員長	白石　資隆	琴寄　昌男
栃木県議会県土整備委員会委員長	高山　和典	佐藤　良
栃木県議会文教警察委員会委員長	渡辺　幸子	阿部　博美
栃木県経営管理部長	國井　隆弘	茂呂　和巳
栃木県保健福祉部長	仲山　信之	海老名　英治
栃木県産業労働観光部長	辻　真夫	小竹　欣男
栃木県農政部長	青柳　俊明	鈴木　正人
栃木県県土整備部長	田城　均	熊倉　一臣
栃木県企業局長	琴寄　行雄	矢野　哲也
栃木県市議会議長会会長	久保田　武	福田　洋一
栃木県町村議会議長会会長	鈴木　繁	薄井　博光
栃木県中学校体育連盟会長	長谷川　智	星　和人
(公財)栃木県民公園福祉協会理事長	熊倉　一臣	森澤　隆
栃木県高等学校長会会長	赤羽　浩	軽部　幸治
栃木県中学校長会会長	樽井　久	初谷　憲一
栃木県小学校長会会長	丸山　周二	栗原　武夫
(公社)栃木県経済同友会筆頭代表理事	松下　正直	中津　正修
(一社)栃木県バス協会会長	吉田　元	手塚　基文
(公社)栃木県観光物産協会会長	荻原　正寿	新井　俊一
(福)栃木県社会福祉協議会会長	関根　房三	菊池　康雄

○ 監事

機関・団体名及び役職	新	旧
栃木県会計管理者会計局長	熊倉　精介	國井　隆弘

報告事項２

令和３年７月９日　第６回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体　競技会会期等の変更

１　競技会会期の変更

(1) 変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体競技会会期について、宇都宮市から陸上競技の競技会会期の変更申請があり、下記のとおり変更するもの。

(2)　競技会会期の変更（案）

会場地	競技名（種別）	競技会場名	会期	10/6（木）	10/7（金）	10/8（土）	10/9（日）	10/10（月）	10/11（火）
宇都宮市	陸上競技（全種別）	カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）	変更前		●	●	●	●	●
			変更後	●	●	●	●	●	

【変更理由】

陸上競技終了後、同会場で総合閉会式が実施されることに伴い、観客の入替えや競技会関係者と式典関係者の交錯による密集・滞留が生じるおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症対策の観点により、競技会会期を１日繰り上げることとした。

(3) 今後のスケジュール

令和３(2021)年８月　　日本スポーツ協会国体委員会　審議 → 正式決定

２　競技会場名の変更

令和３年７月９日　第５回総務企画専門委員会報告事項

(1) 栃木県総合運動公園

令和３(2021)年４月より栃木県総合運動公園の東エリア運動施設（メインアリーナ、屋内水泳場)、武道館の愛称をネーミングライツによりそれぞれ「日環アリーナ栃木」、「ユウケイ武道館」とすることとしたため 、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名	会場	
宇都宮市	バスケットボール、体操(体操競技)	変更前	栃木県総合運動公園メインアリーナ
		変更後	日環アリーナ栃木メインアリーナ※①（栃木県総合運動公園メインアリーナ）
	水泳(競泳、飛込、ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲｲﾐﾝｸﾞ)	変更前	栃木県総合運動公園屋内水泳場
		変更後	日環アリーナ栃木屋内水泳場※②（栃木県総合運動公園屋内水泳場）
	柔道、剣道、弓道	変更前	栃木県総合運動公園武道場
		変更後	ユウケイ武道館（栃木県総合運動公園武道館）

※いちご一会とちぎ大会（第 22 回全国障害者スポーツ大会）において、①はバスケットボールの、②は水泳の競技会場となる。

⑵ 那須塩原市青木サッカー場

令和３(2021)年４月より那須塩原市青木サッカー場の愛称をネーミングライツにより「キョクトウ青木フィールド」とすることとしたため 、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名	会場	
那須塩原市	サッカー	変更前	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB
		変更後	キョクトウ青木フィールド（那須塩原市青木サッカー場）グラウンドB

⑶ 矢板運動公園陸上競技場

令和３(2021)年４月より矢板運動公園陸上競技場の愛称をネーミングライツにより「緑新スタジアムＹＡＩＴＡ」とすることとしたため 、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名	会場	
矢板市	サッカー	変更前	矢板運動公園陸上競技場
		変更後	緑新スタジアムＹＡＩＴＡ (矢板運動公園陸上競技場)

⑷ 佐野市運動公園

令和３(2021)年７月の「佐野市都市公園条例」の一部改正に伴い、次のとおり名称変更する。

会場地	競技名	会場	
佐野市	ラグビーフットボール	変更前	（仮称）佐野市運動公園運動広場
		変更後	佐野市運動公園第１多目的球技場
		変更前	佐野市運動公園多目的球技場
		変更後	佐野市運動公園第２多目的球技場

いちご一会とちぎ国体 競技会会期

式典	会場地	会場	第1日 10/1 土	第2日 10/2 日	第3日 10/3 月	第4日 10/4 火	第5日 10/5 水	第6日 10/6 木	第7日 10/7 金	第8日 10/8 土	第9日 10/9 日	第10日 10/10 月	第11日 10/11 火
総合開会式	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）	◎										
総合閉会式													◎

【正式競技】

※R3.8 国体委員会にて正式決定

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技日数	第1日 10/1 土	第2日 10/2 日	第3日 10/3 月	第4日 10/4 火	第5日 10/5 水	第6日 10/6 木	第7日 10/7 金	第8日 10/8 土	第9日 10/9 日	第10日 10/10 月	第11日 10/11 火
陸上競技		全種別	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）	5						●	●	●	●	●※	
サッカー		成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム	3		●		●	●						
				宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	2		●	●								
			さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	2		●	●								
		少年男子	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場	4		●	●	●		●					
				真岡市総合運動公園運動広場１	2		●	●								
			下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	3		●		●	●						
			益子町	益子町南運動公園陸上競技場	2		●	●								
		少年女子	矢板市	緑新スタジアムＹＡＩＴＡ（矢板運動公園陸上競技場）	3			●		●	●					
				矢板運動公園サッカー場	2			●	●							
			那須塩原市	キョクトウ青木フィールド（那須塩原市青木サッカー場）グラウンドＢ	2			●	●							
テニス		全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●						
				宇都宮市屋板運動場庭球場	4		●	●	●	●						
ボート		全種別	栃木市	谷中湖特設ボートコース	4	●	●	●	●							
ホッケー		全種別	日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場	5		●	●	●	●	●					
				日光市ホッケー場	5		●	●	●	●	●					
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	5						●	●	●	●	●	
バレーボール	６人制	成年男子	佐野市	佐野市アリーナたぬま	4							●	●	●	●	
		成年女子	鹿沼市	ＴＫＣいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	4							●	●	●	●	
		少年男子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	4							●	●	●	●	
		少年女子		宇都宮市体育館	4							●	●	●	●	
体操	トランポリン	男子 女子	茂木町	茂木町民体育館	1									●		
バスケットボール		全種別	宇都宮市	日環アリーナ栃木メインアリーナ（栃木県総合運動公園メインアリーナ）	5		●	●	●	●	●					
				宇都宮市体育館	2		●	●								
				栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	1		●									
レスリング		成年男子 少年男子 女子	足利市	足利市民体育館	4		●	●	●	●						
セーリング		全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	4		●	●	●	●						
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	小山市	小山市立体育館	5						●	●	●	●	●	
ハンドボール		全種別	栃木市	マルワ･アリーナとちぎ（栃木市総合運動公園総合体育館）	5						●	●	●	●	●	
				学校法人國學院大學栃木学園第二体育館	2						●	●				
				日立栃木体育館	2						●	●				
			下野市	下野市石橋体育センター	5						●	●	●	●	●	
			野木町	野木町立野木中学校体育館	3						●	●	●			
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	宇都宮競輪場	4					●	●	●	●			
	ロード・レース		那須町	那須町特設ロードレースコース	1									●		
ソフトテニス		全種別	那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそ（那須塩原市くろいそ運動場）テニスコート	4							●	●	●	●	
卓球		全種別	鹿沼市	ＴＫＣいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	5	●	●	●	●	●						
軟式野球		成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場	4							●	●	●	●	
				宇都宮清原球場	4							●	●	●	●	
			日光市	日光市日光運動公園野球場	1							●				
			小山市	小山運動公園野球場	2							●	●			
			矢板市	矢板運動公園野球場	1							●				
			益子町	益子町北公園野球場	2							●	●			
相撲		成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立県北体育館	3	●	●	●								
馬術		成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	5						●	●	●	●	●	
フェンシング		全種別	上三川町	上三川町体育センター	4		●	●	●	●						
柔道		成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	ユウケイ武道館（栃木県総合運動公園武道館）	3								●	●	●	

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
						10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
ソフトボール		成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	3								●	●	●	
		成年女子		美原公園野球場	3								●	●	●	
				美原公園第２球場	3								●	●	●	
		少年女子		大田原グリーンパーク	3								●	●	●	
		少年男子	足利市	足利市総合運動場硬式野球場	3								●	●	●	
				足利市総合運動場軟式野球場	3								●	●	●	
バドミントン		全種別	大田原市	栃木県立県北体育館	4							●	●	●	●	
ライフル射撃	50m、10m	全種別	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	4						●	●	●	●		
	ＢＲ、ＢＰ	少年男子 少年女子		栃木県総合教育センター体育館	3						●	●	●			
	25m	成年男子		栃木県警察学校射撃場	3							●	●	●		
剣道		全種別	宇都宮市	ユウケイ武道館 （栃木県総合運動公園武道館）	3			●	●	●						
ラグビーフットボール		成年男子 女子	佐野市	佐野市運動公園第１多目的球技場	4			●	●	●	●					
		少年男子		佐野市運動公園陸上競技場	4		●	●		●	●					
				佐野市運動公園第２多目的球技場	4		●	●		●	●					
スポーツクライミング	リード	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	3		●	●	●							
	ボルダリング				3		●	●	●							
カヌー	スプリント	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	4							●	●	●	●	
	スラローム	成年男子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	2								●	●		
	ワイルドウォーター	成年女子			2							●			●	
アーチェリー		全種別	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	3								●	●	●	
空手道		全種別	小山市	栃木県立県南体育館	3		●	●	●							
銃剣道		成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	3								●	●	●	
なぎなた		成年女子 少年女子	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 （栃木市西方総合文化体育館）	3		●	●	●							
ボウリング		全種別	足利市	足利スターレーン	5						●	●	●	●	●	
ゴルフ		成年男子	那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部	2					●	●	●				
		少年男子		西那須野カントリー倶楽部	2					●	●	●				
		女子		塩原カントリークラブ	2					●	●	●				
トライアスロン		成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	1		●									

【正式競技（会期前実施競技）】

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日
						9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
水泳	競泳	全種別	宇都宮市	日環アリーナ栃木屋内水泳場 （栃木県総合運動公園屋内水泳場）	3								●	●	●
	飛込	全種別			3				●	●	●				
	ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ	少年女子			1		●								
	水球	少年男子 女子	小山市	栃木県立温水プール館	4	●	●	●	●						
	ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ	男子 女子	市貝町	塩田調整池特設ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ競技場	1	●									
体操	体操競技	全種別	宇都宮市	日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ)	4	●	●	●	●						
	新体操	少年女子	小山市	栃木県立県南体育館	2									●	●
バレーボール	ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	4	●	●	●	●						
弓道	近的	全種別	宇都宮市	ユウケイ武道館 （栃木県総合運動公園武道館）	4	●	●	●	●						
	遠的				3	●	●	●							

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

【特別競技】

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
						10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	－	宇都宮市	宇都宮清原球場	3		●	●		●						
	軟式	－		栃木県総合運動公園硬式野球場	3		●	●		●						

【公開競技】

競技（種目）	種別	会場地	競技会場	競技日数	競技日程
綱引	－	大田原市	栃木県立県北体育館	2	６月２５日（土）　～　６月２６日（日）
武術太極拳	－	鹿沼市	ＴＫＣいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	2	９月２４日（土）　～　９月２５日（日）
パワーリフティング	－	芳賀町	芳賀町第二体育館	3	９月１７日（土）　～　９月１９日（月）
ゲートボール	－	那珂川町	小川総合福祉センター園地	2	９月　３日（土）　～　９月　４日（日）
グラウンド・ゴルフ	－	高根沢町	高根沢町町民広場	2	９月１７日（土）　～　９月１８日（日）

報告事項３

令和３年５月 18 日　第５回競技運営専門委員会決定事項

令和３年７月９日　第６回競技運営専門委員会報告事項

いちご一会とちぎ国体　競技別リハーサル大会の追加及び日程等の変更

１　趣旨

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会について、関係競技団体及び会場地市町村からの申請を受け、下記のとおり大会の追加及び日程等の変更を承認するもの。

２　大会の追加

競技(種目)名	会場地	大会名	競技会場名	大会日程
水泳 (ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ)	市貝町	栃木県ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ2022（いちご一会とちぎ国体水泳競技ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞﾘﾊｰｻﾙ大会）	塩田調整池特設ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ競技場	令和４(2022)年 ７月２日～３日

３　大会日程の変更

競技 (種目)名	会場地	大会名	競技会場名	大会日程	
体操 (ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ)	茂木町	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	茂木町民体育館	変更前	令和３(2021)年 ７月 18 日～19 日
				変更後	令和３(2021)年 ７月 11 日
【変更理由】 関東ブロック大会の日程が変更となったため。					

４　競技会場の名称の変更

競技(種目)名	会場地	競技会場名	
		変更前	変更後
ラグビー フットボール	佐野市	佐野市運動公園陸上競技場	佐野市運動公園陸上競技場
		(仮称)佐野市運動公園運動広場	佐野市運動公園第１多目的球技場
		佐野市運動公園多目的球技場	佐野市運動公園第２多目的球技場
【変更理由】 「佐野市都市公園条例」の一部改正に伴い、競技会場の名称が変更となったため。			

いちご一会とちぎ国体　競技別リハーサル大会 【競技別】

No.	競技・種目名		市町村名	大会名	競技会場名（本大会）	実施予定日	
						開始日	終了日
1	陸上競技		宇都宮市	第94回関東陸上競技選手権大会	カンセキスタジアムとちぎ （栃木県総合運動公園陸上競技場）	2021/8/20	2021/8/22
2	水　泳	競　泳	宇都宮市	第4回[2021年度]日本社会人選手権水泳競技大会	日環アリーナ栃木屋内水泳場 （栃木県総合運動公園屋内水泳場）	2021/11/6	2021/11/7
		飛　込		実施しない		－	
		アーティスティックスイミング		第76回国民体育大会　関東ブロック大会		2021/5/30	
		水　球	小山市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	栃木県立温水プール館	2021/6/19	2021/6/20
		オープンウォーター スイミング	市貝町	栃木県ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ2022（いちご一会とちぎ国体水泳競技ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞﾘﾊｰｻﾙ大会）	塩田調整池特設ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ競技場	2022/7/2	2022/7/3
3	サッカー		宇都宮市	第57回全国社会人サッカー選手権大会	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	2021/10/9	2021/10/13
			真岡市		真岡市総合運動公園陸上競技場		
			矢板市		緑新スタジアムYAITA （矢板運動公園陸上競技場） 矢板運動公園サッカー場		
			那須塩原市		キョクトウ青木フィールド（那須塩原市青木サッカー場）グラウンドB		
			さくら市		さくら市総合公園さくらスタジアム		
			下野市		下野市大松山運動公園陸上競技場		
			益子町		益子町南運動公園陸上競技場		
4	テニス		宇都宮市	第45回全日本都市対抗テニス大会	栃木県総合運動公園テニスコート	2021/7/15	2021/7/18
5	ボート		栃木市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	谷中湖特設ボートコース	2021/7/10	2021/7/11
6	ホッケー		日光市	2021年度全日本社会人ホッケー選手権大会	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	2021/9/18	2021/9/22
7	ボクシング		日光市	令和3年度 第73回全日本社会人ボクシング選手権大会 令和3年度 第20回全日本女子ボクシング選手権大会	日光市大沢体育館	2021/10/27	2021/10/31
8	バレーボール	６人制	宇都宮市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	宇都宮市体育館	2021/8/21	2021/8/22
			佐野市		佐野市アリーナたぬま		
			鹿沼市		TKCいちごアリーナ （鹿沼総合体育館）		
		ビーチバレーボール	足利市	第4回関東ブロックジュニアビーチバレーボール大会	足利市特設ビーチバレーボール会場	2021/8/28	2021/8/29
9	体　操	体操競技	宇都宮市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	日環アリーナ栃木メインアリーナ （栃木県総合運動公園メインアリーナ）	2021/7/17	2021/7/18
		新体操	小山市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	栃木県立県南体育館	2021/7/16	2021/7/17
		トランポリン	茂木町	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	茂木町民体育館	2021/7/11	
10	バスケットボール		宇都宮市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	日環アリーナ栃木メインアリーナ （栃木県総合運動公園メインアリーナ）	2021/8/21	2021/8/22
11	レスリング		足利市	第47回内閣総理大臣杯 令和3年度全日本大学レスリング選手権大会	足利市民体育館	2021/11/13	2021/11/14
12	セーリング		千葉県千葉市	高松宮妃記念杯第67回全日本実業団ヨット選手権大会 第23回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2021年全日本セーリング選手権大会	千葉市稲毛ヨットハーバー	2021/9/10	2021/9/12
13	ウエイトリフティング		小山市	内閣総理大臣杯 第58回全日本社会人ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ選手権大会 ﾚﾃﾞｨｰｽｶｯﾌﾟ 第13回全日本女子選抜ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ選手権大会	小山市立体育館	2021/11/19	2021/11/23
14	ハンドボール		栃木市	第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	マルワ・アリーナとちぎ （栃木市総合運動公園総合体育館） 日立栃木体育館	2021/8/11	2021/8/14
			下野市		下野市石橋体育センター		
			野木町		野木町立野木中学校体育館		
15	自転車	トラック・レース	宇都宮市	第56回　全国都道府県対抗自転車競技大会	宇都宮競輪場	2021/9/3	2021/9/4
		ロード・レース	那須町		那須町特設ロードレースコース	2021/9/5	
16	ソフトテニス		那須塩原市	第66回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会（男子） 第65回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会（女子）	石川スポーツグラウンドくろいそ（那須塩原市くろいそ運動場）テニスコート	2021/7/23	2021/7/25
17	卓　球		鹿沼市	2021年全日本卓球選手権大会（団体の部）	TKCいちごアリーナ （鹿沼総合体育館）	2021/10/15	2021/10/17

いちご一会とちぎ国体　競技別リハーサル大会 【競技別】

No.	競技・種目名		市町村名	大会名	競技会場名（本大会）	実施予定日	
						開始日	終了日
18	軟式野球		宇都宮市	第29回東日本軟式野球選手権大会	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	2021/10/30	2021/11/2
			日光市		日光市日光運動公園野球場		
			小山市		小山運動公園野球場		
			矢板市		矢板運動公園野球場		
			益子町		益子町北公園野球場		
19	相　撲		大田原市	第60回全国教職員相撲選手権大会	栃木県立県北体育館	~~2021/8/22~~ 中止	
20	馬　術		那須塩原市	いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会	地方競馬教養センター	2022/6/4	2022/6/5
21	フェンシング		上三川町	第74回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）	上三川町体育センター	2021/12/17	2021/12/19
22	柔　道		宇都宮市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	ユウケイ武道館 （栃木県総合運動公園武道館）	2021/6/27	
23	ソフトボール		足利市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	2021/8/14	2021/8/16
			大田原市	第73回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	黒羽運動公園多目的運動場 美原公園野球場 美原公園第2球場	2021/9/18	2021/9/20
24	バドミントン		大田原市	バドミントンS/Jリーグ Ⅱ2021大田原大会	栃木県立県北体育館	2021/11/19	2021/11/21
25	弓　道		宇都宮市	第68回全日本勤労者弓道選手権大会	ユウケイ武道館 （栃木県総合運動公園武道館）	~~2021/6/4～6~~ 中止	
26	ライフル射撃	50m、10m	宇都宮市	令和3年度 全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会	栃木県ライフル射撃場	2021/9/18	2021/9/20
		BR、BP			栃木県総合教育センター体育館		
		25m		令和3年度 全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	栃木県警察学校射撃場	2021/9/18	2021/9/19
27	剣　道		宇都宮市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	ユウケイ武道館 （栃木県総合運動公園武道館）	2021/6/20	
28	ラグビーフットボール		佐野市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会	佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園第1多目的球技場 佐野市運動公園第2多目的球技場	2021/8/27	2021/8/29
29	スポーツクライミング	リード	壬生町	第9回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会	壬生町総合運動場特設会場	2022/6/10	2022/6/12
		ボルダリング					
30	カヌー	スプリント	栃木市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会 2021年関東カヌースプリント選手権大会	谷中湖特設カヌー競技場	2021/7/4	
		スラローム ﾜｲﾙﾄﾞｳｫｰﾀｰ	塩谷町	第76回国民体育大会　関東ブロック大会 2021年関東カヌースラローム・ワイルドウォーター選手権大会 兼　第77回国民体育大会カヌー競技リハーサル大会（SL・WW）	鬼怒川特設カヌー競技場	~~2021/6/5～6~~ 延期（時期未定）	
31	アーチェリー		那須烏山市	第28回インターハイ記念大会	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	2021/7/10	2021/7/11
32	空手道		小山市	第76回国民体育大会　関東ブロック大会 兼第52回関東空手道選手権大会	栃木県立県南体育館	2021/6/26	2021/6/27
33	銃剣道		壬生町	いちご一会とちぎ国体銃剣道競技リハーサル大会	栃木県立壬生高等学校体育館	2021/8/22	
34	なぎなた		栃木市	第62回都道府県対抗なぎなた大会	関東ホーチキにしかた体育館 （栃木市西方総合文化体育館）	~~2021/5/22～23~~ 中止	
35	ボウリング		足利市	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯 第50回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	足利スターレーン	2021/11/20	2021/11/23
36	ゴルフ		那須塩原市	第17回栃木県女子社会人アマチュアゴルフ選手権大会	塩原カントリークラブ	2021/7/8	
37	トライアスロン		那須塩原市	第4回　全国高等学校トライアスロン選手権	戸田調整池周辺特設コース	2021/9/12	
38	高等学校野球	硬　式	宇都宮市	令和4年度（第74回）春季関東地区高等学校野球大会	宇都宮清原球場	2022/5予定	
		軟　式	宇都宮市	令和3年度　第69回春季関東地区高等学校軟式野球大会	栃木県総合運動公園硬式野球場	2021/5/28	2021/6/2

報告事項４

令和３年５月18日　第５回競技運営専門委員会報告・決定事項

令和３年７月９日　第６回競技運営専門委員会報告事項

いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更

１　変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体練習会場について、会場地市町村からの申請を受け、下記のとおり変更するもの。

２　練習会場の変更

: 変更箇所

会場地	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
宇都宮市	軟式野球		栃木県総合運動公園Ａ球場
			栃木県総合運動公園Ｂ球場
		栃木県総合運動公園Ｃ球場	栃木県総合運動公園Ｃ球場
		駒生運動公園野球場	駒生運動公園野球場
		清原南公園野球場	清原南公園野球場
	（変更理由） 競技会場に隣接した練習会場を設けることで、選手の負担軽減及び競技会の円滑な運営を図るため、２会場を追加することとした。		
佐野市	ﾗｸﾞﾋﾞｰ ﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ	佐野市田沼ｸﾞﾘｰﾝｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	佐野市田沼ｸﾞﾘｰﾝｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
		佐野市運動公園野球場	佐野市運動公園野球場
		（仮称）佐野市運動公園運動広場	佐野市運動公園第１多目的球技場
		佐野市運動公園多目的球技場	佐野市運動公園第２多目的球技場
		佐野市中運動公園	佐野市中運動公園
	（変更理由） 「佐野市都市公園条例」の一部改正に伴い、名称が変更となったため。		
矢板市	軟式野球	矢板運動公園多目的グラウンド	住まいのおたすけ隊大進電気グラウンド（矢板運動公園多目的グラウンド）
	（変更理由） ネーミングライツの導入により、名称が変更となったため。		
那須塩原市	ソフトテニス	那須塩原市三島体育センター テニスコート	キョクトウ三島スポーツパーク（那須塩原市三島体育センター）テニスコート
	（変更理由） ネーミングライツの導入により、名称が変更となったため。		

いちご一会とちぎ国体 練習会場【競技別】

	競技名（種目）		種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 （設営・撤去含）	管理者	備考
○正式競技									
1	陸上競技		全種別	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ （栃木県総合運動公園陸上競技場）	【競技会場と同じ】	10月2日～10月14日	県	
						栃木県総合運動公園第2陸上競技場	10月2日～10月14日	県	
						栃木県総合運動公園投てき場	10月2日～10月14日	県	
2	水泳	競泳	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園屋内水泳場	【競技会場と同じ】	9月15日～9月20日	県	
						栃木県総合運動公園屋内水泳場（25m）	9月15日～9月20日	県	
		飛込	全種別			【競技会場と同じ】	9月11日～9月15日	県	
		AS	少年女子			【競技会場と同じ】	9月9日～9月12日	県	
		水球	少年男子 女子	小山市	栃木県立温水プール館	栃木県立小山城南高等学校プール	9月9日～9月12日	県	
						栃木県立宇都宮東高等学校プール	9月9日～9月12日	県	市外施設
		OWS	男子・女子	市貝町	塩田調整池特設ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲｲﾐﾝｸﾞ競技場	【競技会場と同じ】	9月8日～9月10日	他	
3	サッカー		成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	栃木県グリーンスタジアムサブグラウンド	9月28日～10月6日	県	
						宇都宮市河内総合運動公園多目的運動広場	9月28日～10月4日	市	
				さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	さくら市鬼怒川運動公園	9月29日～10月3日	市	
						SAKURAグリーンフィールド	9月29日～10月3日	市	
			少年男子	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1	真岡市鬼怒自然公園多目的芝生広場	9月30日～10月8日	市	
				下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	別処山運動公園	9月29日～10月6日	市	
				益子町	益子町南運動公園陸上競技場	真岡市きぬわいわい広場	9月30日～10月6日	市	町外施設
			少年女子	矢板市	矢板運動公園陸上競技場 矢板運動公園サッカー場	矢板中央高等学校東泉グラウンド	10月1日～10月5日	他	
						とちぎフットボールセンター	10月1日～10月5日	他	
				那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	那須塩原市青木サッカー場	10月1日～10月4日	市	
4	テニス		成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート 宇都宮市屋板運動場庭球場	帝京大学宇都宮キャンパス　庭球場	9月29日～10月4日	他	
						宮原運動公園庭球場	9月30日～10月4日	市	
5	ボート		全種別	栃木市	谷中湖特設ボートコース	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他	
6	ホッケー		全種別	日光市	今市青少年ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ人工芝競技場 日光市ホッケー場	今市青少年スポーツセンターサッカー場	9月30日～10月8日	他	
						今市青少年スポーツセンター陸上競技場	9月30日～10月8日	他	
7	ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	日光市大沢地区センター駐車場敷	10月3日～10月12日	市	
8	バレーボール	6人制	少年男子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館 宇都宮市体育館	栃木県立宇都宮清陵高等学校東体育館	10月5日～10月11日	県	
						作新学院大学第一体育館	10月5日～10月11日	他	
						栃木県農業大学校体育館	10月5日～10月11日	県	
			少年女子			宇都宮市青少年活動センター（トライ東）体育館	10月5日～10月11日	市	
						国立大学法人宇都宮大学陽東キャンパス体育館	10月5日～10月11日	他	
						栃木県立県央産業技術専門校体育館	10月5日～10月11日	県	
			成年男子	佐野市	佐野市アリーナたぬま	佐野市運動公園市民体育館	10月6日～10月11日	市	
						佐野市立あそ野学園義務教育学校体育館	10月6日～10月11日	市	
						佐野日本大学高等学校・中等教育学校講堂兼総合体育館（ﾌﾟﾗｻﾞ40）	10月6日～10月11日		
						佐野日本大学短期大学体育館	10月6日～10月11日	市	
			成年女子	鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	栃木県立鹿沼高等学校東体育館	10月5日～10月11日	県	
						栃木県立鹿沼商工高等学校第2体育館	10月5日～10月11日	県	
		ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ会場	【競技会場と同じ】	9月5日～9月15日	市	
9	体操	体操競技	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ	栃木県総合運動公園サブアリーナ	9月6日～9月14日	県	
						宇都宮市体育館	9月6日～9月14日	市	メイン（男子）、サブ（女子）
		新体操	少年女子	小山市	栃木県立県南体育館	小山市立体育館	9月14日～9月20日	市	
						栃木県立県南体育館（サブ）	9月15日～9月20日	県	
		ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ	男子・女子	茂木町	茂木町民体育館	【競技会場と同じ】	10月1日～10月10日	町	
10	バスケットボール		全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園メインアリーナ 宇都宮市体育館 栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	栃木県立宇都宮白楊高等学校第2体育館	9月28日～10月3日	県	
						宇都宮市雀宮体育館	9月28日～10月3日	市	
						宇都宮市立陽南中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
						宇都宮市立雀宮中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
						栃木県立宇都宮中央女子高等学校第1体育館	9月28日～10月3日	県	
						栃木県立宇都宮北高等学校体育館	9月28日～10月3日	県	
						栃木県立宇都宮東高等学校体育館	9月28日～10月3日	県	
						宇都宮市立清原中学校体育館	9月28日～10月3日	市	
11	レスリング		成年男子 少年男子 女子	足利市	足利市民体育館	足利市民体育館補助競技場	9月27日～10月7日	市	
						足利市立青葉小学校体育館	9月27日～10月7日	市	
						足利市民武道館	9月27日～10月7日	市	
12	セーリング		全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	【競技会場と同じ】	9月30日～10月1日	市	県外開催
13	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	小山市	小山市立体育館	小山市立体育館駐車場敷	10月4日～10月11日	市	器具庫にアップ場10面
14	ハンドボール		全種別	栃木市	マルワ・アリーナとちぎ （栃木市総合運動公園総合体育館） 学校法人國學院大學栃木学園第二体育館 日立栃木体育館	栃木県立栃木商業高等学校第2体育館	10月3日～10月8日	県	
						栃木県立栃木女子高等学校体育館	10月3日～10月8日	県	
						栃木市大平体育館	10月3日～10月8日	市	
						栃木市大平南体育館	10月3日～10月8日	市	
				下野市	下野市石橋体育センター	下野市立石橋中学校体育館	10月4日～10月10日	市	
						下野市立石橋小学校体育館	10月4日～10月10日	市	
						下野市立古山小学校体育館	10月4日～10月10日	市	
						栃木県立石橋高等学校体育館	10月4日～10月10日	県	
				野木町	野木町立野木中学校体育館	野木町体育センター	10月4日～10月8日	町	
						野木町立野木第二中学校体育館	10月4日～10月8日	町	
15	自転車	ﾄﾗｯｸ・ﾚｰｽ	成年男子 少年男子	宇都宮市	宇都宮競輪場	【競技会場と同じ】	9月29日～10月10日	市	
		ﾛｰﾄﾞ・ﾚｰｽ	女子	那須町	那須町特設ロードレースコース	練習会場なし	－	－	
16	ソフトテニス		全種別	那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそテニスコート （那須塩原市くろいそ運動場テニスコート）	【競技会場と同じ】	10月4日～10月10日	市	
						キョクトウ三島スポーツパーク（那須塩原市三島体育センター）テニスコート	10月4日～10月10日	市	
						那須野が原公園テニスコート	10月4日～10月10日	県	
17	卓球		全種別	鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	栃木県立鹿沼南高等学校体育館	9月28日～10月6日	県	
						鹿沼市立石川小学校体育館	9月28日～10月6日	市	
						鹿沼市立津田小学校体育館	9月28日～10月6日	市	
						鹿沼市立北犬飼中学校体育館	9月28日～10月6日	市	

	競技名（種目）		種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 （設営・撤去含）	管理者	備考
18	軟式野球		成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	栃木県総合運動公園A球場	10月6日～10月10日	市	
						栃木県総合運動公園B球場	10月6日～10月10日		
						駒生運動公園野球場	10月6日～10月10日	市	
						清原南公園野球場	10月6日～10月10日	市	
						栃木県総合運動公園C球場	10月6日～10月10日	県	
				日光市	日光市日光運動公園野球場	日光市日光運動公園スポーツ広場	10月5日～10月7日	市	
				小山市	小山運動公園野球場	小山運動公園野球場A・B球場	10月5日～10月8日	市	
				矢板市	矢板運動公園野球場	住まいのお助け隊大進電気グラウンド（矢板運動公園多目的グラウンド）	10月5日～10月7日	市	
				益子町	益子町北公園野球場	益子町北公園多目的広場	10月5日～10月9日	町	
19	相撲		成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立県北体育館	栃木県立県北体育館仮設練習場	8月29日～10月21日	県	
20	馬術		成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	【競技会場と同じ】	10月3日～10月10日	他	
21	フェンシング		全種別	上三川町	上三川町体育センター	日産体育館	10月1日～10月5日	他	
						上三川町立上三川中学校体育館	10月1日～10月5日	町	
						上三川町立上三川小学校体育館	10月1日～10月5日	町	
22	柔道		成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県立宇都宮高等学校武道場	10月5日～10月10日	県	
						栃木県立宇都宮南高等学校武道場	10月5日～10月10日	県	
						栃木県総合運動公園武道館第二道場	10月5日～10月11日	県	
23	ソフトボール		成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	川西運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時：体育館
						寒井運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時：体育館
						大田原市立黒羽中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時：屋内運動場
						栃木県立黒羽高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時：第2体育館
			成年女子		美原公園野球場 美原公園第2球場	上石上公園野球場	10月5日～10月10日	市	
						下石上公園ソフトボール場	10月5日～10月10日	市	
						大田原市立野崎中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時：屋内運動場
						栃木県立大田原高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時：第1体育館
						大田原市立石上小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市	雨天時練習場
			少年女子		大田原グリーンパーク	佐久山運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時：体育館
						大田原市立金田南中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時：体育館
						大田原市立湯津上中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時：屋内運動場
						ふれあいの丘多目的広場	10月5日～10月10日	市	雨天時：体育館
			少年男子	足利市	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	足利市渡良瀬運動場（A～F面）	10月5日～10月10日	市	
						毛野体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用
						三重体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用
						足利市民体育館	10月6日～10月8日	市	雨天時用
24	バドミントン		全種別	大田原市	栃木県立県北体育館	大田原体育館	10月5日～10月10日	市	
						黒羽体育館	10月5日～10月9日	市	
						大田原西地区公民館体育館	10月6日～10月9日	市	
						大田原市立大田原小学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市	
						大田原市立西原小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市	
						大田原市立大田原中学校屋内運動場	10月5日～10月10日	市	
						大田原市立金田北中学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市	
						栃木県立那須拓陽高等学校第1体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設
						栃木県立那須清峰高等学校第2体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設
25	弓道	近的	全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県総合運動公園　仮設練習場	9月5日～10月14日	県	
		遠的							
26	ライフル射撃	50m、10m	全種別	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	【競技会場と同じ】	10月4日～10月9日	県	
		BR、BP	少年男子		栃木県総合教育センター体育館	【競技会場と同じ】	10月4日～10月9日	県	
			少年女子						
		25m	成年男子		栃木県警察学校射撃場	【競技会場と同じ】	10月6日～10月9日	県	
27	剣道		全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園武道館	栃木県立宇都宮高等学校西体育館	9月29日～10月5日	県	
						栃木県立宇都宮高等学校東体育館	9月29日～10月5日	県	
						宇都宮市明保野体育館	9月29日～10月5日	市	
						栃木県総合運動公園武道館第二道場	9月29日～10月5日	県	
28	ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	佐野市	佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園第1多目的球技場 佐野市運動公園第2多目的球技場	佐野市田沼グリーンスポーツセンター	9月29日～10月7日	市	
						佐野市運動公園野球場	9月29日～10月7日	市	
						佐野市運動公園第1多目的球技場	9月29日～10月7日	市	
						佐野市運動公園第2多目的球技場	9月29日～10月7日	市	
						佐野市中運動公園	9月29日～10月7日	市	
29	ｽﾎﾟｰﾂｸﾗｲﾐﾝｸﾞ	ﾘｰﾄﾞ	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	壬生町総合運動場特設会場仮設テント	9月24日～10月5日	町	
		ﾎﾞﾙﾀﾞﾘﾝｸﾞ				壬生町総合運動場特設会場仮設テント	9月24日～10月5日	町	
30	カヌー	ｽﾌﾟﾘﾝﾄ	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他	
		ｽﾗﾛｰﾑ	成年男子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	10月2日～10月10日	他	
		ﾜｲﾙﾄﾞｳｫｰﾀｰ	成年女子						
31	アーチェリー		全種別	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	那須烏山市緑地運動公園野球場	10月5日～10月10日	市	
32	空手道		全種別	小山市	栃木県立県南体育館	栃木県立県南体育館（サブ、柔・剣道場）	10月1日～10月5日	県	
						小山市立体育館	9月29日～10月2日	市	メイン12面、サブ6面
33	銃剣道		成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	壬生町立壬生小学校体育館	10月5日～10月11日	町	
						壬生町立藤井小学校体育館	10月5日～10月11日	町	
34	なぎなた		成年女子 少年女子	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 （栃木市西方総合文化体育館）	栃木市都賀体育センター	9月30日～10月4日	市	
						栃木市木コミュニティーセンター	9月30日～10月4日	市	
35	ボウリング		全種別	足利市	足利スターレーン	【競技会場と同じ】	10月1日～10月12日	他	
36	ゴルフ		成年男子	那須塩原市		ホウライカントリー倶楽部	【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用（20打席）
			少年男子			西那須野カントリー倶楽部	【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用（15打席）
			女子			塩原カントリークラブ	【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用（20打席）
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	三和住宅にしなすのスポーツプラザ（にしなすの運動公園）プール	9月30日～10月2日	市	
						三和住宅にしなすのスポーツプラザ（にしなすの運動公園）多目的運動場	9月30日～10月2日	市	

報告事項５

令和３年７月９日　第５回総務企画専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会　総合リハーサル実施日

１　目的

いちご一会とちぎ国体･とちぎ大会の開･閉会式を円滑かつ安心･安全に運営するため、両大会の開会式開催前に以下のとおり総合リハーサルを実施する。

○総合リハーサルの概要

（本番を想定した各部門の予行演習や最終的な現場確認の場であり、式典は本番さながらのスケジュールで全体通しの練習を実施。併せて、実施本部員やボランティア等、運営側の業務内容等の確認を実施する。）

２　実施日

（１）いちご一会とちぎ国体　総合リハーサル：令和４年９月 24 日（土）
〔○総合開会式：10 月１日（土）　○総合閉会式：10 月 11 日（火)〕

（２）いちご一会とちぎ大会　総合リハーサル：令和４年 10 月 22 日（土）
〔○開会式：10 月 29 日（土）　○閉会式：10 月 31 日（月)〕

３　会場

カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）
〒321-0152　栃木県宇都宮市西川田４丁目１－１

４　参加者

式典出演者、実施本部員、ボランティア、業務員（業者、消防等）

報告事項６

令和３年７月９日　第６回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインについて

１　概要

いちご一会とちぎ国体の競技会開催に当たり、新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたもの。

２　対象競技

いちご一会とちぎ国体の各競技会（正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会）

３　ガイドラインの位置付け

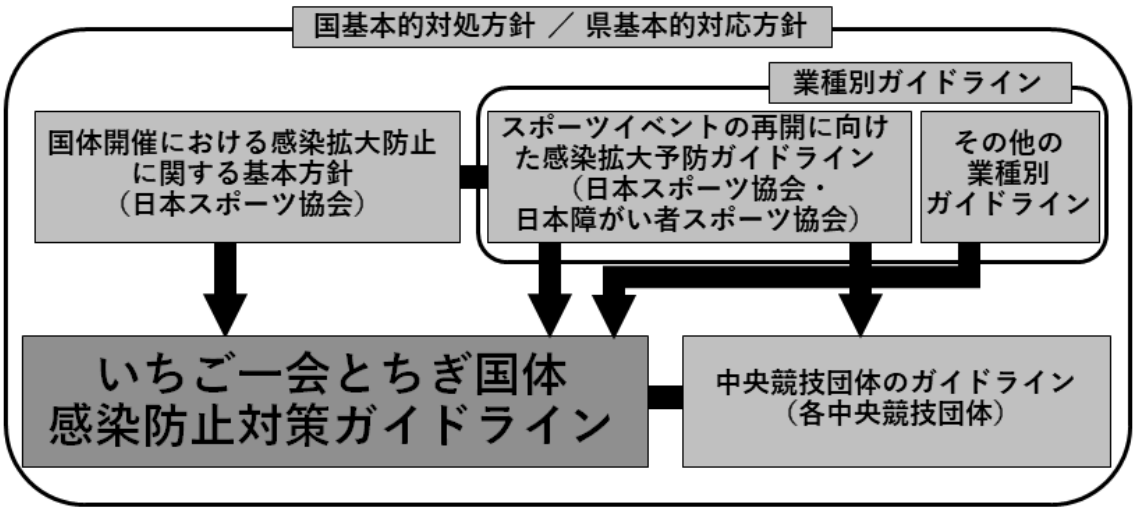

※各ガイドライン等の名称は略称

４　その他

本ガイドラインは、次のことを踏まえ随時改訂を行う。

・新型コロナウイルス感染症の感染状況
・競技別リハーサル大会におけるガイドライン運用上の課題等の整理、検証
・東京オリンピック・パラリンピック及び三重国体における大会運営、感染防止対策の状況
・国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針（(公財)日本スポーツ協会）の改訂

５　今後のスケジュール

令和３（2021）年８月　　日本スポーツ協会国体委員会で報告

いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインの主な内容

１　共通項目

市町実行委員会や各競技団体において実施することが望ましい共通的な感染予防対策

・手指衛生の励行、マスク着用、３密の回避 等

２　役割分担

県実行委員会、市町実行委員会、各競技団体等の役割分担

・県実行委員会……ガイドラインの作成、関係機関との調整 等
・市町実行委員会……ガイドラインに基づく競技会場における感染防止対策の検討、実施 等
・各競技団体……選手等の体調把握 等

３　参加者において遵守すべき事項

選手や競技関係者、観客、報道員等の参加者に求める感染防止対策

・入場時に検温を受けること、体調管理チェックシートを提出（又は体調管理アプリ「GLOBAL SAFETY」を提示）すること、観覧席の移動や大声による応援を控えること等

４　競技会場において実施すべき事項

市町実行委員会や各競技団体が競技会場において実施することが望ましい 感染防止対策

・受付等……透明ビニールカーテン等の設置や動線を区分すること 等
・トイレ等……身体的距離をおいて並べるよう目印を設置すること 等
・控室等諸室……レイアウトの工夫により密を回避すること 等
・観客席……座席位置の記録等、観戦時の注意事項を掲示すること 等
・売店等……金銭のやり取りはトレーを介して行うこと 等

５　宿泊、輸送

県実行委員会や市町実行委員会が宿泊施設や宿泊者、バス事業者等に依頼する感染防止対策

・宿泊施設・バス事業者等…最新の業種別ガイドラインを遵守すること　等

６　各種会議、開始式等

監督会議や開始式等を行うに当たり求められる感染予防対策

・監督会議…議題見直し、参加人数の制限、オンラインでの実施 等
・開始式等…参加人数の制限、時間短縮 等

いちご一会とちぎ国体競技会における
新型コロナウイルス感染症　感染防止対策ガイドライン
（案）

令和３(2021)年８月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

目　次

1　はじめに……1

2　目的……1

3　対象競技……1

4　共通項目……1

5　役割分担……3

6　参加者において遵守すべき事項……4

7　競技会場において実施すべき事項……6

8　宿泊、輸送……8

9　各種会議、開始式等……10

１　はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

２　目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（以下「いちご一会とちぎ国体」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改訂を行うものとする。

３　対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

４　共通項目

(1) 感染防止対策

ア　手指衛生の励行

・会場では、出入口、受付、控室など、各所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が

可能な環境を整える。

・会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。

・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ　マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ　３密の回避

(ｱ) 密閉の回避

・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時２回）な換気を実施する。

(ｲ) 密集の回避

・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保できる対策を講じる。

・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ｳ) 密接の回避

・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はフェイスシールド等を着用する。

(ｴ) ゾーニングの確保

・ID 所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようゾーニングを行う。

(2) 参加・入場について

ア　会場地入り（来県日または競技会場へ来場する初日）の 14 日前の時点もしくはそれ以降に、次の事項が確認された場合、参加・来場しないこと及び入場できないことを事前に周知する。

(ｱ) 体調が良くない場合

(例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など)

(ｲ) 新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触がある場合
(ｳ) 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる場合
(ｴ) 会場地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある場合
(ｵ) 会場地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

イ　全ての入場者に対し、入場時に、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(3) その他

ア　全ての参加者に対し、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び栃木県の「栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場に QR コードを掲示する。

イ　喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

５　役割分担

(1) 県実行委員会

ア　本ガイドラインの改訂

イ　感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

(2) 市町実行委員会

ア　本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。

イ　体調管理チェックシート又は健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。

ウ　提出された体調管理チェックシートは保管し、保管期間終了後（提出から１か月以上経過後）は廃棄する。

(3) 競技団体

ア　体調管理チェックシート又は健康管理アプリにより参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、市町実行委員

会へ提出する。

イ　本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

(4) 選手団

ア　体調管理チェックシート又は健康管理アプリにより参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式１又は様式２）については取りまとめの上、競技団体へ提出する。

イ　本ガイドライン及び中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守することにより、感染防止に努める。

６　参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会参加日の 14 日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に競技団体へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、競技団体へ提出する。なお、代表受付を行う場合は、代表者が全員分の体調管理チェックシート（様式１又は様式２）の記載を確認した上で、体調管理チェックシート総括表（様式３）を添付して競技団体へ提出する。

　なお、健康管理アプリの利用が認められている競技会については、体調管理チェックシートへの記録及び提出を健康管理アプリへの記録及び画面提示に代えることができる（観客を除く体調管理チェックシートの扱いに関し、以下同じ）。

イ　競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会参加日の 14 日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に競技団体へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、全員分の体調管理チェックシート（様式１又は様式２）の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。

イ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会参加日の 14 日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会参加日の 14 日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

ウ　取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員ＩＤと報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

エ　取材人数は、出来る限り少なくする。

オ　囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会参加日の 14 日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア　体調管理チェックシート（様式１）により、競技会場で業務に従事する日の 14 日前から健康状態等を記録し、業務に従事する初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式２）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア　氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。

イ　観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ　飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ｱ) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(ｲ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ｳ) ハイタッチ、肩組み

(ｴ) タオル・フラッグ等を振り回す

オ　市町実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。

(8) その他

ア　入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ　食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ　競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ　競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、体調管理チェックシートにより健康状態等を確認する。

7　競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア　人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

イ　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ　受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ　受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア　手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後

に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ　トイレ内の不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

ウ　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア　広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ　ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ　不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

エ　換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観客席

ア　屋内競技では収容定員の 50%以内とする。

イ　屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。

ウ　収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（１m以上）。

エ　仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。

オ　選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と区分けし、極力離れた場所とする。

カ　観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

(6) 取材エリア

ア　取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ　競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ　取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア　出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ　出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレー

を介して行う。

ウ　参加者が距離をおいて（できるだけ２m、最低１m）並べるように目印の設置等を行う。

エ　休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。設置する備品（テーブル・いす等）はこまめに消毒する。

オ　これらア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

８　宿泊、輸送

(1) 宿泊

ア　県実行委員会及び市町実行委員会が実施（合同配宿業務）

(ｱ) 宿泊施設に対し、最新の業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

(ｲ) 宿泊者に対し、下記「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

イ　市町実行委員会が実施（合同配宿業務の対象とならない競技等）

宿泊者に対し、下記「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

・身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
・マスクを着用する。
・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
・宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して三密を避ける。

③ 客室

・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。

・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。

・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。

・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。

・食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との対人距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア　バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会））の遵守を依頼する。

イ　バス等利用者に対し、下記「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

・マスクを着用する。

・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。

・乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。

・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。

・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

９　各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア　監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。

イ　監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア　各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じる。

イ　表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ　競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

様式１

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名		（ふりがな）		電話番号（携帯電話等）	
		氏　名			

	項目 ＼ 日付（記入してください）	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	体温（0.1℃単位で記入してください）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	該当する項目のみチェック（✔）又は必要事項を記入してください（該当しない項目は空欄のままとしてください）。															
	症状なし															
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
健康状態	倦怠感（だるさ）がある															
健康状態	息苦しさがある															
健康状態	からだが重い、疲れやすい															
健康状態	味覚や嗅覚の異常がある															
行動歴	新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触※１がある															
行動歴	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
行動歴	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれら国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者と濃厚接触がある															
行動歴	該当する場合は国、地域等記入してください。															
行動歴	クラスターが発生している都道府県や地域を訪れた※２															
行動歴	該当する場合は訪れた都道府県名を記入してください。															

※１　濃厚接触とは、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された方と１ｍ程度以内で15分以上接触があった場合とします。
※２　日々の通勤や都道府県をまたがない移動は除きます。

様式２

体調管理チェックシート（期間中（２日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	

（ふりがな）	
氏　名	

電話番号 （携帯電話等）	

体温や該当する項目にチェック（✔）又は必要事項を記入してください。

項目（体温や該当項目に✔等を記入してください） ＼ 日付（記入してください）		／
体温（0.1℃単位）		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触※がある	
	感染が疑われる人が身近にいた	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれら国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者と濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等記入してください。	

※濃厚接触とは、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された方と１m程度以内で15分以上接触があった場合とします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

様式３

体調管理チェックシート（総括表）

〇選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、競技団体に提出してください。
〇競技団体の代表者は、各選手団の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、市町又は市町実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	
競技名		種別（種目）	（　　）

代表者				
	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号（携帯電話等）	
	住所			

スタッフ数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名（　　枚）	選手数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名（　　枚）

□当選手団所属選手等の
□当競技団体所属選手団選手等の
※いずれかの□に✔を記入

□本日及び本日以前14日間の
□本日の
※いずれかの□に✔を記入

健康状態等は次のとおりです。

日付（記入してください）／項目（該当する項目にチェック（✔）を記入してください）		／
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある	
	感染が疑われる人が身近にいた	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれら国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「クラスターが発生している都道府県や地域を訪れた」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

報告事項７

令和３年６月 10 日　令和３年度第１回国体委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体冬季大会中央競技役員数及び同所要経費基準

１　趣旨

いちご一会とちぎ国体冬季大会の円滑な競技会運営に資するため、（公財）日本スポーツ協会国民体育大会開催基準要項に基づき、各競技会に派遣される中央競技役員数及び同所要経費基準が決定した。

２　中央競技役員数

競技区分	人数
１　スケート競技会	44
２　アイスホッケー競技会	28
計	72

３　中央競技役員所要経費基準

(1) 交通費

ア　運賃は、各競技役員の居住地最寄り駅から、各競技会場所在地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ　急行・特急料金及び航空賃は、「日光市職員等の旅費に関する条例」に準ずる。

(2) 宿泊費及び諸費

ア　宿泊費

第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数

※　宿泊日数は、原則として競技日数に１日を加えた日数を上限とする。

※　ただし、競技開始日前々日以前に中央競技役員としての業務がある競技は、従事日数に応じて支給する。

※　入湯税対象施設に宿泊した場合には、入湯税を別途加算する。

イ　諸費

2,200 円×（宿泊日数＋１日）

報告事項８

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体本大会
報道員及びその他大会関係者宿泊規程

１　趣旨

この規程は、「いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項を定める。

２　宿泊料金等

（１）宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊朝食付きとするが、宿舎事情により、朝食の提供が困難な場合は、素泊まりとする。

（２）宿泊料金

宿泊料金は、次のとおりとする。

ただし、２人部屋を１人で使用するなど、定員未満での利用などを希望する場合は、下記金額を超える通常料金とする。

区分	税率	宿泊料金		備考
		１泊朝食	素泊まり	
営業宿泊施設	税抜	12,000 円以内	10,500 円以内	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10％	13,200 円以内	11,550 円以内	

（３）入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（４）欠食控除

朝食が必要ない場合は、前々日の 12 時までに宿舎に申し出るものとし、控除額は、宿泊要項に定める素泊まり料金の額とする。

ただし、宿泊料金が通常料金の場合は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（５）休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（６）宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

（７）宿泊取消料

ア　宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとし、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の９日前まで	不　要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の８日前から 宿泊予定日の４日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の３日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

イ　災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

ウ　宿泊申込み後、変更及び取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記アの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ　宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（８）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和４（2022）年９月６日（火）15 時から令和４（2022）年９月 20 日（火）10 時まで及び令和４（2022）年９月 27 日（火）15 時から令和４（2022）年 10 月 12 日（水）10 時までとする。

３　宿泊の申込み

宿泊の申込みは、別に定める「いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊事務実施要領」（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して、合同配宿本部に行うものとする。

４　宿泊の変更及び取消し

合同配宿本部が指定する宿舎の変更及び取消しは原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

５　昼食

昼食については、報道員の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

６　その他

（１）この規程に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

（２）宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

報告事項９

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体冬季大会
報道員及びその他大会関係者宿泊規程

１　趣旨

この規程は、「いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

２　宿泊料金等

（１）宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊朝食付きとするが、宿舎事情により、朝食の提供が困難な場合は、素泊まりとする。

（２）宿泊料金

宿泊料金は、次のとおりとする。

ただし、２人部屋を１人で使用するなど、定員未満での利用などを希望する場合は、下記金額を超える通常料金とする。

区分	税率	宿泊料金		備考
		１泊朝食	素泊まり	
営業宿泊施設	税抜	10,400 円以内	9,100 円以内	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10％	11,440 円以内	10,010 円以内	

（３）入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（４）欠食控除

朝食が必要ない場合は、前々日の 12 時までに宿舎に申し出るものとし、控除額は、宿泊要項に定める素泊まり料金の額とする。

ただし、宿泊料金が通常料金の場合は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（５）休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（６）宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

（７）宿泊取消料

ア　宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとし、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の６日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の５日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50％	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100％	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

イ　災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

ウ　宿泊申込み後、変更及び取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記アの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ　宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（８）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和４（2022）年１月 20 日（木）15 時から令和４（2022）年１月 31 日（月）10 時までとする。

３　宿泊の申込み

宿泊の申込みは、別に定める「いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊事務実施要領」（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して、合同配宿本部に行うものとする。

４　宿泊の変更及び取消し

合同配宿本部が指定する宿舎の変更及び取消しは原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

５　昼食

昼食については、報道員の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

６　その他

（１）この規程に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

（２）宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

報告事項 10

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊事務実施要領

１　趣旨

この要領は、「いちご一会とちぎ国体　宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）及び「いちご一会とちぎ国体　報道員及びその他大会関係者宿泊規程」（以下「宿泊規程」という。）に基づき、宿泊要項及び宿泊規程適用者に係る宿泊業務の実施に関して、必要な事項を定める。

２　宿泊申込手続き

（１）宿泊申込代表者

いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）は、第 77 回国民体育大会に参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>宿泊申込代表者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">都道府県選手団</td><td>選手・監督</td><td rowspan="3">各都道府県体育・スポーツ協会会長</td></tr>
<tr><td>本部役員</td></tr>
<tr><td colspan="2">視察員</td></tr>
<tr><td colspan="2">競技会役員</td><td rowspan="2">栃木県内の各競技団体の長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競技役員</td><td>県内</td></tr>
<tr><td>県外</td><td>全国を統括する各競技団体の長</td></tr>
<tr><td colspan="2">報道員</td><td>宿泊希望のあった各社の代表者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他大会関係者</td><td>宿泊希望のあった各団体等の代表者</td></tr>
</table>

（２）宿泊の申込み

ア　宿泊申込システム

第 77 回国民体育大会の宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊の申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールにより行うことができるものとする。

イ　宿泊申込みにより必要なＩＤ及びパスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なＩＤ及びパスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ　申込方法

宿泊申込代表者は、システムにアクセスのうえ、合同配宿本部から通知されたＩＤ及

びパスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力する。

なお、合同配宿本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ　申込先

いちご一会とちぎ国体宿泊センター

※連絡先：別に定める

※システムのインターネットアドレス：別に定める

オ　申込期限

【事前登録】

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、その他大会関係者	令和４（2022）年６月 17 日（金）まで

（注）事前登録のない場合は、宿泊申込みを認められない。

【宿泊本申込】

区分	競技	申込期限
都道府県選手団（本部役員）	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、弓道	令和４（2022）年８月８日（月）まで
	上記以外の競技	令和４（2022）年８月 19 日（金）まで
都道府県選手団（選手・監督）、競技会役員、競技役員（県内・県外）	水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	令和４(2022)年月８月 19 日（金）まで
	上記以外の競技	令和４（2022）年９月５日（月）まで
視察員、報道員、その他大会関係者	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、弓道	令和４（2022）年８月８日（月）まで
	上記以外の競技	令和４（2022）年８月 19 日（金）まで

（注）宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

（３）宿舎の決定

ア　合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者に対し、ファクシミリ等により宿舎決定通知書を送付する。

ウ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。

エ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

（４）宿泊の変更及び取消し

ア　宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し（以下「宿泊変更等」という。）については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

　また、都道府県選手団の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第 68 回国民体育大会における宿泊について」（平成 25 年９月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民体育大会委員会に報告する。

イ　前号に掲げる事情による宿泊変更等の受け付け開始時期は、宿舎決定通知書が宿泊申込代表者に到達した時又は合同配宿本部がシステムにより画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ　宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力のうえ、合同配宿本部に申し込む。

　ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールにより行うことができるものとする。

エ　合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

　なお、調整結果については、宿泊申込代表者に再度宿舎決定通知書を送付するとともに、宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにし、その処理経過を記録する。

オ　選手・監督が競技敗退後又は荒天等による競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。

　ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後、申出の効力の発生は宿舎に申出があった日時とする。

　なお、この特例は、選手・監督以外には適用しない。

３　宿泊責任者

（１）宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループ又は行動をともにするグループごとに宿泊責任者を定める。

（２）宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

４　宿泊料金等の精算

（１）宿泊料金、休憩料金、入湯税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項及び宿泊規程の定めるところにより、原則として現地にて精算を行う。その精

算方法は原則として現金払いとするが、各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は、この限りではない。

（２）指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について宿泊連絡票（様式１）等により互いに確認する。

（３）指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した内容に基づき、宿泊精算確認書（様式２）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

（４）指定宿舎は、宿泊精算確認書３片のうち１片を退宿時に宿泊責任者に交付し、１片を速やかに合同配宿本部へ送付する。

また、残りの１片は、指定宿舎が保管する。

（５）指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

５　宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

（１）指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。

（２）宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、合同配宿本部がその処理に当たる。

６　個人情報の取り扱い

宿泊申込に記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は、国民体育大会終了後、統計資料作成に利用した後に削除する。

７　その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

（様式1）

いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊連絡票

提出日　　月　　日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。
お手数ではございますが、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1　宿泊施設名

2　宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督　☐ 競技会役員 ☐ 都道府県本部役員　☐ 競技役員 ☐ 視察員　☐ 報道員 ☐ その他大会関係者	※報道員は、会社名を記入	※選手、監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入 ☐ 成年 ☐ 男子 ☐ 女子 ☐ 少年 ☐ 男子 ☐ 女子

※参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3　前日　（　　月　　日）　の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4　宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名

※**宿泊予定日の8日前の宿泊取消しの申出**から、**宿泊取消料の対象**となります。

5　食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		
翌日の朝食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		

※食事人数の有、欠食は、「4　宿泊人数」の内訳となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※**欠食控除**の適用は、**前々日の正午12時までに申し出た場合**に限ります。(いちご一会とちぎ国体本大会宿泊要項)

6　その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項	

令和４(2022)年　　月　　日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

（様式2）

いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	– –	FAX番号	– –

2 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督　☐ 競技会役員 ☐ 都道府県本部役員　☐ 競技役員 ☐ 視察員　☐ 報道員 ☐ その他大会関係者	※報道員は、会社名を記入	※選手、監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入 ☐ 成年　☐ 男子　☐ 女子 ☐ 少年　☐ 男子　☐ 女子

※　参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3 宿泊責任者氏名	様

4 宿泊実績

宿泊料金単価(税込) 10%	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	入湯税
	円	円	円	円	円

宿泊日（月/日/曜日）	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円

入宿後 金額別宿泊取消料	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料小計
8日～4日前　20 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
3日～前日　50 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
宿泊予定日当日　100 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
入宿後 宿泊取消料合計	※　連泊の取消の場合は、取消した泊数にかかわらず、一人につき初泊の１泊分のみ宿泊取消料の対象となります。				② 円
入宿前 宿泊取消料合計	※「配宿決定通知書」（変更通知）の取消料欄の「累計」額をご記入ください。				③ 円

請求合計額 ①+②+③	円

上記内容に相違ありません。

令和４(2022)年　月　日

宿　泊　責　任　者

宿　泊　施　設　担　当　者

注１）宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。
注２）宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

報告事項 11

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊事務実施要領

１　趣旨

この要領は、「いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）及び「いちご一会とちぎ国体冬季大会　報道員及びその他大会関係者宿泊規程」（以下「宿泊規程」という。）に基づき、宿泊要項及び宿泊規程適用者に係る宿泊業務の実施に関して、必要な事項を定める。

２　宿泊申込手続き

（１）宿泊申込代表者

いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）は、第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>宿泊申込代表者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">都道府県選手団</td><td>選手・監督</td><td rowspan="3">各都道府県体育・スポーツ協会会長</td></tr>
<tr><td>本部役員</td></tr>
<tr><td colspan="2">視察員</td></tr>
<tr><td colspan="2">競技会役員</td><td rowspan="2">栃木県内の各競技団体の長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競技役員</td><td>県内</td></tr>
<tr><td>県外</td><td>全国を統括する各競技団体の長</td></tr>
<tr><td colspan="2">報道員</td><td>宿泊希望のあった各社の代表者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他大会関係者</td><td>宿泊希望のあった各団体等の代表者</td></tr>
</table>

（２）宿泊の申込み

ア　宿泊申込システム

第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊の申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールにより行うことができるものとする。

イ　宿泊申込みにより必要なＩＤ及びパスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なＩＤ及びパスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ　申込方法

宿泊申込代表者は、システムにアクセスのうえ、合同配宿本部から通知されたＩＤ及びパスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力する。

なお、合同配宿本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ　申込先

いちご一会とちぎ国体宿泊センター

※連絡先：別に定める

※システムのインターネットアドレス：別に定める

オ　申込期限

【事前登録】

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、その他大会関係者	令和３（2021）年 12 月 10 日（金）まで

（注）事前登録のない場合は、宿泊申込みを認められない。

【宿泊本申込】

区分	申込期限
都道府県選手団、競技会役員、競技役員（県内・県外） 視察員、報道員、その他大会関係者	令和４（2022）年月１月６日（木）まで

（注）宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

（３）宿舎の決定

ア　合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者に対し、ファクシミリ等により宿舎決定通知書を送付する。

ウ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。

エ　合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

（４）宿泊の変更及び取消し

ア　宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し（以下「宿泊変更等」という。）については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

また、都道府県選手団の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第 68 回国

民体育大会における宿泊について」（平成 25 年９月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民体育大会委員会に報告する。

イ　前号に掲げる事情による宿泊変更等の受け付け開始時期は、宿泊決定通知書が宿泊申込代表者に到達した時又は合同配宿本部がシステムにより画面上で確認できるようにした時以降とする。

ウ　宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力のうえ、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールで行うことができるものとする。

エ　合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者に再度宿舎決定通知書を送付するとともに、宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにし、その処理経過を記録する。

オ　選手・監督が競技敗退後又は荒天等による競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。

ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後、申出の効力の発生は宿舎に申出があった日時とする。

なお、この特例は、選手・監督以外には適用しない。

３　宿泊責任者

（１）宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループ又は行動をともにするグループごとに宿泊責任者を定める。

（２）宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

４　宿泊料金等の精算

（１）宿泊料金、休憩料金、入湯税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項及び宿泊規程の定めるところにより、原則として現地にて精算を行う。その精算方法は原則として現金払いとするが、各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は、この限りではない。

（２）指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について宿泊連絡票（様式１）等により互いに確認する。

（３）指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した内容に基づき、宿泊精算確認書（様式２）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

（４）指定宿舎は、宿泊精算確認書３片のうち１片を退宿時に宿泊責任者に交付し、１片を速やかに合同配宿本部へ送付する。

また、残りの１片は、指定宿舎が保管する。

（５）指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

５　宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

（１）指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。

（２）宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、合同配宿本部がその処理に当たる。

６　個人情報の取り扱い

宿泊申込に記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は、国民体育大会終了後、統計資料作成に利用した後に削除する。

７　その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

（様式1）

いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊連絡票

提出日　　月　　日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。
お手数ではございますが、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1　宿泊施設名

2　宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督　☐ 競技会役員 ☐ 都道府県本部役員　☐ 競技役員 ☐ 視察員　☐ 報道員 ☐ その他大会関係者	※報道員は、会社名を記入	※選手、監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入 ☐ 成年 ☐ 男子 ☐ 女子 ☐ 少年 ☐ 男子 ☐ 女子

※参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3　前日　（　　月　　日）　の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4　宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名

※**宿泊予定日の5日前の宿泊取消しの申出**から、**宿泊取消料の対象**となります。

5　食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		
翌日の朝食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		

※食事人数の有、欠食は、「4　宿泊人数」の内訳となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※**欠食控除**の適用は、**前々日の正午12時までに申し出た場合**に限ります。(いちご一会とちぎ国体冬季大会宿泊要項)

6　その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項	

令和４(2022)年　　月　　日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

（様式2）

いちご一会とちぎ国体冬季大会　宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	－ －	FAX番号	－ －

2 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督　☐ 競技会役員 ☐ 都道府県本部役員　☐ 競技役員 ☐ 視察員　☐ 報道員 ☐ その他大会関係者	※報道員は、会社名を記入	※選手、監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入 ☐ 成年　☐ 男子　☐ 女子 ☐ 少年　☐ 男子　☐ 女子

※　参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3 宿泊責任者氏名	様

4 宿泊実績

宿泊料金単価(税込) 10%	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	入湯税
	円	円	円	円	円

宿泊日（月/日/曜日）	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円

入宿後 金額別宿泊取消料	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料小計
5日～前日　50 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
宿泊予定日当日　100 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
入宿後 宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、取消した泊数にかかわらず、一人につき初泊の１泊分のみ宿泊取消料の対象となります。				② 円
入宿前 宿泊取消料合計	※「配宿決定通知書」（変更通知）の取消料欄の「累計」額をご記入ください。				③ 円

請求合計額 ①+②+③	円

上記内容に相違ありません。

令和４(2022)年　　月　　日

宿　泊　責　任　者

宿　泊　施　設　担　当　者

注１）宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。
注２）宿泊実績記入欄が不足する場合は別票でご記入ください。

報告事項 12

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ大会　宿泊事務実施要領

１　趣旨

この要領は、「いちご一会とちぎ大会　宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して、必要な事項を定める。

２　宿泊申込手続き

（１）宿泊申込代表者

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、第 22 回全国障害者スポーツ大会に参加、又は派遣される者の宿泊の申込みに関して、以下の区分ごとにそれぞれの宿泊申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者
	役員	
	介助員	
競技役員	県内	栃木県内の各競技団体の長
	県外	全国を統括する各競技団体の長
競技補助員		栃木県内の各競技団体の長
実施本部員		宿泊希望のあった実施本部の班長
ボランティア		各ボランティア団体等の代表者
視察員		宿泊希望のあった各団体の代表者
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
その他大会関係者		宿泊希望のあった各団体の代表者

※その他大会関係者とは、実務研修員及び大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。

（２）宿泊の申込み

ア　宿泊申込システム

第 22 回全国障害者スポーツ大会の宿泊申込みは、宿泊申込システム（県委員会が運営し、インターネットを介して宿泊の申込みを受付処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールにより行うことができるものとする。

イ　宿泊申込みに必要なＩＤ及びパスワード等の通知

県委員会は、システムを利用した宿泊申込みに必要なＩＤ及びパスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ　申込方法

宿泊申込代表者は、システムにアクセスのうえ、県委員会から通知されたＩＤ及びパスワードを入力してログインし、宿泊申込み入力画面に必要事項を入力する。

なお、県委員会は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ　申込先

いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送センター（以下「宿泊・輸送センター」という。）

※連絡先：別に定める

※システムのインターネットアドレス：別に定める

オ　申込期限

※ただし、大会参加申込スケジュールの変更等があった場合、上記の日程を変更することがある。変更があった場合は、県委員会がその内容を宿泊申込代表者

区分	申込期限
選手団	令和４（2022）年６月 30 日（木）まで
選手団以外	令和４（2022）年８月 22 日（月）まで

に通知する。

（３）宿舎の決定

ア　県委員会は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ　県委員会は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ　県委員会は、宿舎を決定した場合には、当該宿舎（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書を送付する。

（４）宿泊の変更及び取消し

ア　宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し（以下「宿泊変更等」という。）については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

イ　前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようになった時以降とする。

ウ　宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更等の内容を入力のうえ、県委員会に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールで行うことができるものとする。

エ　県委員会は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにし、その処理経過を記録する。

３　宿泊責任者

（１）宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループ又は行動を共にする

グループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

（２）宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

４　宿泊料金等の精算

（１）宿泊料金、休憩料金、入湯税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項の定めるところにより、選手団は宿泊・輸送センターを介した請求書払いとする。

また、選手団以外については、現地にて精算を行う。その方法は原則として現金払いとするが、各宿舎においてその他の精算方法は可能な場合は、この限りではない。

なお、これら以外の料金については、各宿舎が定める方法により宿泊責任者が直接宿舎に支払う。

（２）指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票（様式１）により互いに確認する。

（３）指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書（様式２）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

（４）指定宿舎は、宿泊精算確認書（様式２）を退宿時に宿泊責任者に交付するとともに、速やかに宿泊・輸送センターに送付する。

（５）指定宿舎は、宿泊精算確認書（様式２）に基づき、選手団にあっては宿泊・輸送センター代表者を、選手団以外にあっては宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

５　宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

（１）指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。

（２）宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、県委員会がその処理に当たる。

６　個人情報の取り扱い

宿泊申込に記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、県委員会において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は、第 22 回全国障害者スポーツ大会終了後、統計資料作成に利用した後に削除する。

７　その他

この要領に定めのない事項については、県委員会が別に定める。

（様式1）

いちご一会とちぎ大会　宿泊連絡票

提出日　　月　　日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。
お手数ではございますが、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1　宿泊施設名

2　宿泊団体

参加区分		都道府県	競技種目	障害区分
☐ 選手団	☐ 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入	※選手団のみ記入
☐ 競技役員	☐ 競技補助員			
☐ 実施本部員	☐ ボランティア			☐ 身体　☐ 知的　☐ 精神
☐ 視察員	☐ 報道員			
☐ その他大会関係者				

※参加区分、障害区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

3　前日　（　　月　　日）　の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4　宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名

※**宿泊予定日の8日前の宿泊取消しの申出**から、**宿泊取消料の対象**となります。

5　食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		
翌日の朝食	有	名	欠食	名	欠食申出日時	月	日	時		

※食事人数の有、欠食は、「4　宿泊人数」の内訳となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※**欠食控除**の適用は、**前々日の正午12時までに申し出た場合**に限ります。(いちご一会とちぎ大会宿泊要項)

6　その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項	

令和４(2022)年　　月　　日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

（様式2）

いちご一会とちぎ大会　宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	– –	FAX番号	– –

2 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	障害区分
☐ 選手団　☐ 大会役員・特別招待者 ☐ 競技役員　☐ 競技補助員 ☐ 実施本部員　☐ ボランティア ☐ 視察員　☐ 報道員 ☐ その他大会関係者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入	※選手団のみ記入 ☐ 身体　☐ 知的　☐ 精神

※　参加区分、障害区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

3 宿泊責任者氏名	様

4 宿泊実績

宿泊料金単価(税込) 10%	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	入湯税
	円	円	円	円	円

宿泊日（月/日/曜日）	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
月　日（　）	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	①　円

入宿後 金額別宿泊取消料	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料単価　件数	宿泊取消料小計
8日～4日前　20 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
3日～前日　50 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
宿泊予定日当日　100 %	円　件	円　件	円　件	円　件	円
入宿後 宿泊取消料合計	※　連泊の取消の場合は、取消した泊数にかかわらず、一人につき初泊の１泊分のみ宿泊取消料の対象となります。				②　円
入宿前 宿泊取消料合計	※「配宿決定通知書」（変更通知）の取消料欄の「累計」額をご記入ください。				③　円

請求合計額 ①+②+③	円

上記内容に相違ありません。

令和４(2022)年　　月　　日

宿　泊　責　任　者

宿　泊　施　設　担　当　者

注１）宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。
注２）宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

報告事項 13

令和３年７月 15 日　第３回宿泊・衛生専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準の一部改正

１　改正の趣旨

「食品衛生法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）の施行及び同法の経過措置期間が終了したことにより、食品衛生監視票については評価項目が変更となり、旧監視票と同様の採点が困難となった。それに伴い、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準」について、所要の改正を行うもの。

２　主な改正点

食品衛生監視票に係る項目（２(3)）を削除する。

３　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

現行	改正案
１　略	１　略
２　衛生管理体制	２　衛生管理体制
(1)　略	(1)　略
(2)　略	(2)　略
(3)　食品衛生法に基づく食品衛生監視票（平成 16 年４月１日付け食安発第 0401001 号）（令和２年度又は令和３年度発行のもの）における評価が 80 点以上であり、保健所の監視指導により一定以上の衛生管理ができていることが確認されていること。	（削除）
(4)　略	(3)　略
(5)　略	(4)　略
(6)　略	(5)　略
３～４　略	３～４　略

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
開・閉会式等に係る弁当調製施設選定基準

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）総合開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式並びにいちご一会とちぎ大会（以下「大会」という。）開・閉会式及び競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

１　立地条件

栃木県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね２時間以内の地域であること。

２　衛生管理体制

(1)　国体開催前の過去３年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

(2)　食品衛生関係法令に基づき、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。

(3)　検食は、原材料（同一内容の食品を１回 300 食以上又は１日 750 食以上調製する場合）及び調理済み食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器（合成樹脂製の袋等）に入れ、－20℃以下で２週間以上保存できること。

(4)　調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、両大会の開催前に、検便検査の実施が可能であること。

なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌 0157 については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。

(5)　死亡後遺障害補償額が、１事故１億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国体・大会開催期間中に加入できること。

３　弁当の調製能力

(1)　調製能力が、１日当たり最大 200 食以上であること。

(2)　第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

(3)　申出のあった提供可能数が、調製施設の大きさ、従業員数等に見合ったものであること。

４　対応能力

(1)　県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること

(2)　県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。

(3)　県委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。

(4)　弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。

ア　弁当の名称
イ　原材料名（アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
ウ　食品添加物
エ　消費期限（時刻まで表示）
オ　保存方法
カ　製造所所在地・製造者名
キ　その他食品表示法等関係法令により規定される表示
ク　提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
ケ　持ち帰りを禁止する表示
コ　その他県委員会が指示する表示

(5)　弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き及び持ち運び用の袋を提供できること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。

(6)　弁当の内容について「おしながき」の添付が可能であること。

(7)　通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納入できること。

(8)　荷室の温度管理（10℃以下）が運転席等外部から行うことが可能な冷蔵車を使用するなど、適切な温度管理（10℃以下）を行い、県委員会が指示する時刻・場所に衛生的な運搬ができること。

　また、配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行えること。

(9)　総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。

(10)　荒天等により、総合開・閉会式、競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。

報告事項 14

令和３年７月１日　第５回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ大会 大会役員編成基準

１　趣　旨

いちご一会とちぎ大会の円滑な運営に資するため、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（以下「要綱」という。）第 18 に基づき、別紙「いちご一会とちぎ大会　大会役員編成基準」のとおり大会役員編成基準を制定する。

２　編成方針

要綱の規定を原則としながら、本県の状況を勘案の上、編成する。

３　今後の予定

文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会へ報告する。

（別紙）

いちご一会とちぎ大会　大会役員編成基準

団体名／役職名	国	中央関係団体	栃木県	市町村	各関係団体
名誉会長	文部科学大臣				
名誉副会長	スポーツ庁長官 スポーツ庁次長	日本障がい者スポーツ協会会長			
会長			知事		
副会長	スポーツ庁総括官	日本障がい者スポーツ協会副会長	県議会議長 副知事	開催地市長 開催地市議会議長 県市長会会長 県町村会会長 県市議会議長会会長 県町村議会議長会会長	一般財団法人栃木県身体障害者福祉会連合会会長 一般社団法人栃木県視覚障害者福祉協会会長 一般社団法人栃木県聴覚障害者協会理事長 一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会会長 一般財団法人栃木県精神衛生協会会長 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会会長 特定非営利法人栃木県障害者スポーツ協会会長 栃木県障害者スポーツ指導者協議会会長 栃木県特別支援学校長会会長 栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会部会長 公益財団法人栃木県スポーツ協会理事長
顧問	文部科学副大臣 文部科学大臣政務官 文部科学事務次官 文部科学審議官 文部科学省大臣官房長	日本スポーツ協会会長 全国社会福祉協議会会長 日本身体障害者団体連合会会長 全国手をつなぐ育成会連合会会長 日本知的障害者福祉協会会長 日本精神保健福祉連盟会長 JKA会長 日本医師会会長 中央競馬馬主社会福祉財団理事長	県選出国会議員		開催県の報道機関の代表者 開催県の競技団体代表者 県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁健康スポーツ課長 スポーツ庁競技スポーツ課長 スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長	日本障がい者スポーツ協会理事 日本障がい者スポーツ協会監事 日本障がい者スポーツ協会評議員 日本パラ陸上競技連盟会長 日本知的障がい者陸上競技連盟会長 日本パラ水泳連盟理事長 日本知的障害者水泳連盟会長 日本身体障害者アーチェリー連盟会長 日本肢体不自由者卓球協会会長 日本視覚障害者卓球連盟会長 日本知的障がい者卓球連盟会長 日本障害者フライングディスク連盟理事長 日本ボッチャ協会代表理事 日本FIDバスケットボール連盟会長 日本車いすバスケットボール連盟会長 日本知的障がい者ソフトボール連盟理事長 全日本グランドソフトボール連盟会長 日本知的障がい者サッカー連盟理事長 日本知的障がい者フットベースボール連盟会長 日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会会長 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長 全日本知的障がい者スポーツ協会会長 日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長	県議会議員 公安委員会委員長 教育長 教育委員会委員 部局長 会計管理者会計局長 警察本部長	県内市町長 県内市町議会議長 開催地市副市長 開催地市教育長	県実行委員会常任委員

報告事項 15

令和３年７月１日　第５回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ大会　特別招待者の範囲

いちご一会とちぎ大会の特別招待者の範囲は、別紙「いちご一会とちぎ大会　特別招待者の範囲」のとおりとする。

１　趣旨

いちご一会とちぎ大会の開・閉会式に招待する特別招待者の範囲を定める。

２　招待者の範囲設定方針

先催県の事例及び本県の状況を勘案の上、設定する。

３　今後の予定

文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会へ報告する。

（別紙）

いちご一会とちぎ大会　特別招待者の範囲

区分		招待者の範囲	備考
県外	1　都道府県	知事 議会議長 教育長	
	2　政令指定都市	市長 議会議長	
	3　次期開催県等	先催都道府県の民生主管部（局）長 後催都道府県の全国障害者スポーツ大会主管部（局）長 近隣県の民生主管部（局）長	先催2県 後催4県 関東各都県
	4　中央官庁関係	所管大臣経験者、所管地方支分部局　等	
	5　特別協力者	特別協力者 ※特別協賛企業、オフィシャルスポンサーなどから 県実行委員会事務局において特に必要な者を選定	
県内	1　県実行委員会委員	実行委員会委員 各専門委員会委員長及び委員 各部会部会長及び委員	
	2　障害者福祉団体関係	活動範囲が県内全域に及ぶ団体又はこれに類する団体の長 大会協力団体の長	
	3　学校関係	活動範囲が県内全域に及ぶ団体又はこれに類する団体の長 大会協力学校長 特別支援学校長	
	4　体育団体関係	活動範囲が県内全域に及ぶ団体又はこれに類する団体の長	
	5　県関係	各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員	
	6　市町村関係	各開催市実行委員会事務局長 開・閉会式会場地市議会議員 開・閉会式会場地市教育委員会委員 各市町村教育長	
	7　県政功労者	県政に特に功績があった者	
	8　特別協力者	特別協力者 ※特別協賛企業、オフィシャルスポンサーなどから 県実行委員会事務局において特に必要な者を選定	

なお、上記から大会役員及び競技会役員を除くものとする。

報告事項 16

令和３年７月１日　第５回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」
リハーサル大会実施要綱

１　目的

全国障害者スポーツ大会リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）は、第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」（令和４(2022)年 10 月 29 日～31 日）の開催に備えて、競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、「いちご一会とちぎ大会」に対する県民の理解と関心を高めるため実施する。

２　主催

栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市

一般財団法人栃木県身体障害者福祉会連合会、一般社団法人栃木県視覚障害者福祉協会、一般社団法人栃木県聴覚障害者協会、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会、

一般財団法人栃木県精神衛生協会、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会、

特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会、栃木県障がい者スポーツ指導者協議会、栃木県特別支援学校長会、栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会、

公益財団法人栃木県スポーツ協会

３　競技運営主管団体

一般財団法人栃木陸上競技協会、栃木県水泳連盟、栃木県アーチェリー協会、栃木県卓球連盟、栃木県障害者フライングディスク協会、栃木県ボウリング連盟、栃木県ボッチャ協会、一般社団法人栃木県バスケットボール協会、栃木県ソフトボール協会、栃木県バレーボール協会、公益社団法人栃木県サッカー協会

４　特別協賛

大同生命保険株式会社

５　協賛

（１）　国体・大会パートナー（１０社）

北関東綜合警備保障株式会社、株式会社ＴＫＣ、株式会社足利銀行、フタバ食品株式会社、株式会社栃木銀行、株式会社下野新聞社、藤井産業株式会社、一般社団法人栃木県建設業協会、株式会社ヨークベニマル、関東自動車株式会社

（令和３(2021)年６月１８日現在）

（2）　オフィシャルスポンサー（８社）

トヨタウッドユーホーム株式会社、株式会社カンセキ、東日本電信電話株式会社栃木支店、光陽エンジニアリング株式会社、大和証券株式会社、とちぎ建設技術センター、菊地歯車株式会社、栃木県農業協同組合中央会

（令和３(2021)年６月１８日現在）

（3）　オフィシャルサポーター（２７社）

株式会社富貴沢建設コンサルタンツ、栃木セキスイハイム株式会社、株式会社景観プランニング、株式会社ダスキン北関東地域本部、栃木県信用保証協会、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、佐野信用金庫、鹿沼相互信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、一般社団法人栃木県トラック協会、レオン自動機株式会社、栃木県北建設業協同組合、株式会社田中工業、中村土建株式会社、栃木県スポーツ用品販売協同組合、富士通株式会社（小山工場・栃木支店・那須工場３社合同）、有限会社ル・フェステ、一般社団法人栃木県設備業協会、真岡信用組合、那須信用組合、栃木県森林組合連合会、株式会社ヨコブリシ、株式会社いづみや、丸彦製菓株式会社、宇都宮記念病院

（令和３(2021)年６月１８日現在）

（4）　オフィシャルサプライヤー（２３社）

コクヨ北関東販売株式会社、栃木日産自動車販売株式会社、日産プリンス栃木販売株式会社、栃木トヨタ自動車株式会社、栃木トヨペット株式会社、ネッツトヨタ栃木株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社、栃木ホンダ販売株式会社、株式会社ホンダカーズ栃木、株式会社ホンダカーズ南栃木、株式会社ホンダベルノ栃木中、株式会社アクティブホンダ、株式会社ホンダプリモ中央、栃木スバル自動車株式会社、株式会社北関東マツダ栃木事業部、株式会社スズキ自販栃木、栃木ダイハツ販売株式会社、トヨタレンタリース栃木、オリックスレンタカー、株式会社イノマタ、日光霧降大笹牧場株式会社、株式会社エフエム真岡、東武鉄道株式会社

（令和３(2021)年６月１８日現在）

（5）　大会協力企業（５社）

栃木いすゞ自動車株式会社、栃木日野自動車株式会社、宇都宮中央ライオンズクラブ、株式会社ルイ髙、株式会社栃木銀行

（令和３(2021)年６月１８日現在）

６　協力企業・団体（　団体）

※　付帯サービス（車いす修理所、補装具修理所、情報支援スタッフ養成連絡会議構成団体）等の協力団体を記載。学生ボランティアのある学校は記載しない。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会、一般社団法人栃木県聴覚障害者協会、特定非営利活動法人栃木県中途失聴･難聴者協会、栃木県手話通訳士協会・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会栃木支部・栃木県手話通訳問題研究会

7　大会期日

令和４(2022)年５月21日（土)、22日（日）

8　実施競技及び大会名

実施競技		大会名
個人競技	陸上競技（身・知）	第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会 ※アーチェリー（身）は第４３回関東甲信越身体障害者アーチェリー選手権栃木大会を兼ねる
	水泳（身・知）	
	アーチェリー（身）	
	卓球（身・知・精）【サウンドテーブルテニス（身）を含む】	
	フライングディスク(身・知）	
	ボッチャ（身）	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第18回栃木県障害者スポーツ大会 兼　第5回栃木県ボッチャ大会
	ボウリング（知）	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
団体競技	バスケットボール（知）	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第22回全国障害者スポーツ大会 バスケットボール競技関東ブロック予選会
	車いすバスケットボール（身）	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第22回全国障害者スポーツ大会 車いすバスケットボール競技関東ブロック予選会
	ソフトボール（知）	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第22回全国障害者スポーツ大会 ソフトボール競技関東ブロック予選会

団体競技	グランドソフトボール（身）	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会
	バレーボール（身）	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会 聴覚障害者バレーボール競技関東ブロック予選会
	バレーボール（知）	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会 知的障害者バレーボール競技関東ブロック予選会
	バレーボール（精）	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会 精神障害者バレーボール競技関東ブロック予選会
	サッカー（知）	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会 サッカー競技関東ブロック予選会
	フットベースボール(知)	第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会 兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会 フットベースボール競技関東ブロック予選会

９　実施競技、開催期日及び会場

実施競技		開催期日	会場名
個人競技	陸上競技（身・知）	５月22日	カンセキスタジアムとちぎ （栃木県総合運動公園陸上競技場）
	水泳（身・知）	５月22日	日環アリーナ栃木屋内水泳場 （栃木県総合運動公園屋内水泳場）
	アーチェリー（身）	５月22日	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場
	卓球（身・知・精）【サウンドテーブルテニス（身）を含む】	５月22日	ＴＫＣいちごアリーナ （鹿沼総合体育館）
	フライングディスク（身・知）	５月22日	栃木市総合運動公園陸上競技場
	ボッチャ（身）	５月22日	三和住宅にしなすのスポーツプラザ （にしなすの運動公園）体育館
	ボウリング（知）	５月22日	足利スターレーン
団体競技	バスケットボール（知）	５月21日､22日	日環アリーナ栃木メインアリーナ （栃木県総合運動公園メインアリーナ）
	車いすバスケットボール（身）	５月21日､22日	栃木県立県南体育館
	ソフトボール（知）	５月21日､22日	美原公園野球場・第２球場
	グランドソフトボール（身）	５月22日	宇都宮市屋板運動場運動広場
	バレーボール（身）	５月21日､22日	宇都宮市清原体育館
	バレーボール（知）	５月21日､22日	宇都宮市体育館
	バレーボール（精）	５月21日､22日	佐野市アリーナたぬま
	サッカー（知）	５月21日､22日	真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場１
	フットベースボール（知）	５月22日	足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場

（注）　身：身体障害者が出場できる競技
知：知的障害者が出場できる競技
精：精神障害者が出場できる競技

10　出場資格

（１）　出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア　年齢要件

（ア）　個人競技については、令和４(2022)年４月１日現在で12歳以上である者。

（イ）　団体競技については、令和４(2022)年４月１日現在で13歳以上である者。

イ　資格要件

（ア）　身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

（イ）　知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害（※1）のある者。

（ウ）　精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害（※1）のある者。

※1「その取得の対象に準ずる障害」については、別途令和４(2022)年度に適用の全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則に定める。

ウ　個人競技については、原則として栃木県内に現住所を有する者又は栃木県内に所在する施設や学校等に入所、通所及び通学している者。ただし、アーチェリー、ボッチャは除く。

エ　団体競技については、申込み時に参加する都県・指定都市に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都県・指定都市でも参加できるものとする。

（2）　団体競技に出場するチームは、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則３（１）に規定する関東ブロックの都県・指定都市の代表チーム。

11　競技規則

適用する競技規則は、令和４(2022)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）及び別に定める競技別実施要領によるものとする。

12　競技・種目及び障害・年齢区分

（1）　競技・種目及び障害区分は＜別表１＞「第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」リハーサル大会競技・種目」のとおりとする。

（2）　大会競技規則第 2 条 3 に定める年齢区分の基準日は、令和４(2022)年 4 月 1 日とする。

13　出場制限

（1）　個人競技

個人競技に出場する選手は、原則として一人 1 競技参加可能とする。

ア　陸上競技に出場する選手は、原則として 1 種目までとする。（リレー種目に出場する選手は２種目までとする）

イ　水泳に出場する選手は、原則として 2 種目までとする。（リレー種目に出場する選手は３種目まで）出場できるものとする。

ウ　フライングディスクに出場する選手は、アキュラシー1 種目とディスタンスの計２種目に出場できるものとする。

エ　アーチェリーに出場する選手は、１種目のみの出場とする。

（２）　団体競技

団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び個人競技には出場できない。

14　監督会議

開催する場合、時間及び会場は別に定める。

15　健康・安全管理

参加選手の健康・安全面については、各選手団において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行う。

16　参加申込み及び参加費用

（１）　個人競技の参加選手については、別に定める手続きにより出場選手の競技・種目の申込みを行う。団体競技の参加チーム及び出場選手については、10（2）の都県・指定都市が派遣するものとし、別に定める手続きにより申込みを行う。

（２）　参加料は無料とする。なお、選手の参加に要する費用は、参加者において負担するものとする。

（３）　大会当日、各会場にテレビ、新聞等の報道機関が来場するとともに、大会期間前後で選手の名前、写真、映像等がテレビ、新聞等で報道されることがある。また、大会プログラム、会場内結果速報、県及び実行委員会のウェブページに、名前、性別、障害区分、年齢区分、所属、競技中の写真及び競技記録等を掲載し、場合によっては県広報誌等に競技中の写真及び競技記録等を掲載することがあるので、このことを了承の上、申し込むこと。

17　その他

（１）　リハーサル大会における個人競技の記録は、第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」及び特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に出場する栃木県の選手を選考する際の参考資料とする。

（２）　各競技は雨天決行とする。ただし、主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、荒天又はその他の都合で実施できないと判断した場合は中止とする。

（３）　できる限り公共交通機関を利用して来場すること。

（４）　ゴミは各自持ち帰ること。

（５）　この要綱に定めるもののほか、リハーサル大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和３(2021)年７月１日から施行する。

＜別表１＞

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会競技・種目

（1）　陸上競技

◎男女別・年齢区分別　△男女混合・年齢区分なし　▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競走									跳躍			投てき			
					※230m	※250m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバッグ投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全		◎	◎				※4 ◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全		◎	◎							▲	◎	◎				
			3	両上腕切断または、両上肢完全		◎	◎							▲	◎	◎				
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全		◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断または、片下肢完全		◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断		◎	◎								◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎	◎									◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断または、両下肢完全	◎												◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹 ※3		◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	第６頸髄まで残存		◎	◎					◎								◎
			11	第７頸髄まで残存			※4 ◎	※4 ◎		※4 ◎	※4 ◎	◎								◎
			12	第８頸髄まで残存			◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし			◎	◎		◎							◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり			※4 ◎	※4 ◎		※4 ◎	※4 ◎						◎	◎	◎	
			15	その他の車いす													◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	16	四肢麻痺で車いす使用	◎	◎						◎								◎
			17	けって移動		◎						◎								◎
			18	片上下肢で車いす使用		◎						◎						◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			20	その他走不能	◎												◎	◎	◎	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能		◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能		◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
	4		23	電動車いす常用	◎							◎								◎
視覚障害　※5			24	視力0から0．01まで　※6		◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			25	その他の視覚障害		◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害		◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障害			27	知的障害		◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害		◎					◎				◎	◎		◎	◎	

※1　４×１００mリレーは男女混合とする。
※2　３０m及び５０m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
※3　体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
　　ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
※4　複数の障害区分にわたり１つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。
※5　視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
※6　障害区分２４は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

（2） 水泳

◎男女別・年齢区分別　○男女別・1部　●男女別・2部　△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	自由形 25m	自由形 50m	背泳ぎ 25m	背泳ぎ 50m	平泳ぎ 25m	平泳ぎ 50m	バタフライ 25m	バタフライ 50m	※1 4×50mリレー	※1 4×50mメドレーリレー
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用	13	第７頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
			14	第８頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
			18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障害　※2			23	視力0から0．01まで　※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1　リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2　視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3　障害区分２３は光を通さないゴーグルを装着する。

（3） アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第８頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（椅子・車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺（椅子・車いす使用を含む）	●	●	●	●
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	●		
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※ 「第８頸髄まで残存」には、「第６頸髄まで残存」および「第７頸髄まで残存」は出場できるものとする。

（4） 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第８頸髄まで残存　※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害　※2			15	アイマスクまたは、アイシェードあり　※3		◎
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1 「第８頸髄まで残存」には、「第６頸髄まで残存」および「第７頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分１５は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

（5） フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート５	ディスリート７	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）				

（6） ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断または、両下肢完全で立位	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第６頸髄まで残存		△
			3	第７頸髄まで残存		△
			4	第８頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分２～８および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

（7） ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

（8） バスケットボール

知的障害者で、男女別に実施する。

（9） 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、大会競技規則第９部第３条の規定に該当する者。

（10） ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

（11） グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

（12） バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

（13） サッカー

知的障害者のみの競技とする。

（14） フットベースボール

知的障害者のみの競技とする。

報告事項 17

令和３年７月１日　第５回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」
リハーサル大会競技実施要項

１　競技運営

（１）　個人競技

ア　競技は原則として、男女別に実施する。ただし、陸上競技の４×１００ｍリレー、水泳の４×５０ｍリレー及び４×５０ｍメドレーリレー、フライングディスクのアキュラシー種目、ボッチャを除く。

イ　１組の競技者数は８名以内とし、予選を行わず組単位に１回の決勝競技とする。ただし、卓球は４名以内のブロック、ボッチャは３チームまたは４チームのプールに分かれて行うこととし、競技方法は別に定める。

ウ　出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は、障害区分及び年齢区分別に行う。なお、ボッチャは障害区分によらずプールを形成し、各プールにて順位決定及び表彰を行う。

（２）　団体競技

ア　チーム編成は、バスケットボール及びバレーボール（聴覚障害の部・知的障害の部）は男女別、バレーボール（精神障害の部）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

イ　試合は、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則３（１）②に規定する関東ブロック都県・指定都市チーム対抗とし、競技別実施要領に定めるところにより実施する。

ウ　競技日程に支障がない範囲で、交流試合を実施することができる。

（３）　実施態度

主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、決定する。

（４）　開始式・表彰式

ア　開始式

実施する場合は、選手のコンディション等に配慮して簡素に行う。

イ　表彰式

（ア）　陸上競技、水泳、卓球、フライングディスク及びボウリングは、随時表彰を行う。

（イ）　（ア）以外の競技は、競技終了後に行う。

（５）　競技記録及び成績の発表等

各競技の記録及び成績は、各競技会場内の記録速報板等に掲示するとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のウェブページに掲載する。

（６）　抗議

ア　競技上の抗議については、令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）に定めるところによる。

イ　選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することはできない。

２　表彰

（１）　個人競技

各競技の組（卓球はブロック、ボッチャはプール）ごとに１位から３位までの選手にメダルを授与する。ただし、ボッチャを除き、組に異なった障害区分及び年齢区分がある場合は、その区分ごととする。

（２）　団体競技

１位から３位までのチームに賞状を、そのチームの各選手にメダルを授与する。

３　参加申込

（１）　申込方法

ア　個人競技

県内の参加希望者は、所定の参加申込書により、取りまとめ団体（市町、学校、施設等）を通じて申し込むものとする。

ボッチャにかかる県外の参加希望者は、直接、実行委員会事務局へ申込むものとする。なお、対象となる都県は別に定める。

アーチェリー競技にかかる県外の参加希望者は、関東甲信越身体障害者アーチェリー協会所定の申込フォーマットに必要事項を入力し、栃木県アーチェリー協会を通じて申し込むものとする。なお、対象となる都県は別に定める。

イ　団体競技

参加チームの派遣を行う関東ブロック内の都県又は指定都市（以下、「派遣団体」という。）は、所定の参加申込書により、実行委員会事務局へ申し込むものとする。

（２）　申込期限

令和４（２０２２）年１月１４日（金）必着とする。

（３）　参加申込書の提出先及び問い合わせ先

個人競技における取りまとめ団体及び団体競技における派遣団体は、封筒に「二つ折り厳禁・参加申込書在中」と朱書きし、参加申込書を下記へ送付又は持参すること。

〒３２０－８５０１　栃木県宇都宮市塙田１－１－２０
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
（栃木県　国体・全国障害者スポーツ大会局
全国障害者スポーツ大会課　競技運営担当）
ＴＥＬ：０２８－６２３－３５３０（直通）
ＦＡＸ：０２８－６２３－３５２７

（４）　申込後の変更の取扱い

原則として、申込締切後の変更は認めない。

４　番号布

（１）　個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手はＩＤカード（所属、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

（２）　番号布（ＩＤカードを含む。）は主催者が準備し、選手に配布する。

（３）　番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。なお、障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端５ｃｍに他の重複する障害部門の色を表示する。

ア　肢体不自由者　白
イ　視覚障害者　　薄緑
ウ　聴覚障害者　　黄
エ　知的障害者　　桃
オ　内部障害者　　水色
カ　精神障害者　　薄茶

５　競技場への入退場

（１）　係員の指示に従うものとする。

（２）　出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、あらかじめ主催者の許可を受けた者に限る。

６　その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。

報告事項 18

令和３年７月１日　第５回全国障害者スポーツ大会専門委員会決定事項

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会
陸上競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は、決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全に十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い安全に留意して行う。

（１）　場所

第２陸上競技場及び投てき場

（２）　使用方法

ア　車いすを使用する練習は、第１・第２レーンを周回使用する。（第３レーンにカラーコーンを設置する。）

イ　競走競技及びリレーの練習は、第４・第５レーンを使用する。（第６レーンにカラーコーンを設置する。リレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。）

スタート練習は、ホームストレート側・バックストレート側の第７・第８・第９レーンを使用する。（視覚障害者が練習している場合は、視覚障害者の練習を優先する。）

ウ　視覚障害者の５０ｍ・１００ｍ競走の練習は、バックストレート側の第７・第８・第９レーンを使用する。

エ　ランニングは、トラック外・フィールド内の芝生を使用する。（リレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。）

オ　走高跳の練習は、フィールド内の走高跳ピットを使用する。

カ　立幅跳及び走幅跳の練習は、指示されたピットを使用する。

キ　スラロームの練習は、指定された場所を使用する。

ク　ビーンバック投の練習は、指定されたピットを使用する。

ケ　砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスローの練習に関しては、指定された練習場を使用する。

（３）　その他

投てき練習場については、各チームの監督、コーチが必ず付き添い事故のないよう、責任をもって行う。

３　招集

（１）　招集場所は、第３ゲート付近とする。

（２）　招集の流れは競技開始時刻を基準として次のとおりとする。

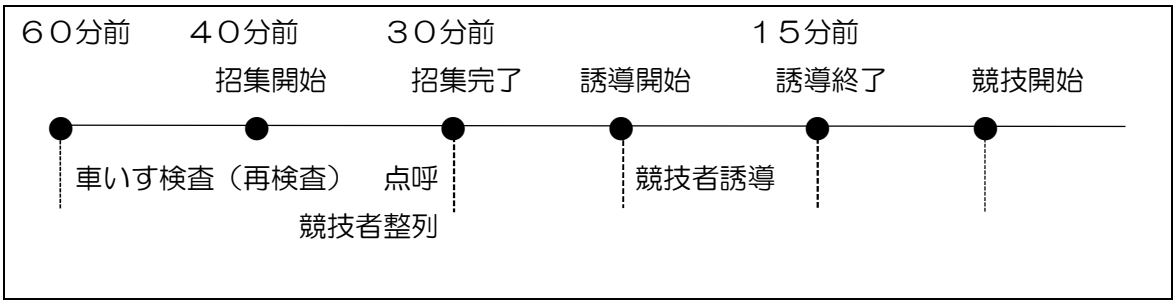

（３）　招集の方法

ア　競技者は、競技開始時刻の４０分前から３０分前までに点呼を受ける。代理は認めない。

イ　点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。

ウ　招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。

エ　リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻６０分前までに、オーダー用紙２枚（同じ物）に記入し、ＴＩＣに提出する（オーダー用紙は事前に配布する）。

オ　伴走者の持つ紐は、招集所において長さを確認する。

カ　障害区分２４の競技者が装着するアイマスクは、招集所において光が漏れないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないように手荷物検査を行う場合がある。

４　車いすの検査（投てき台を含む。）

（１）　車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。

（２）　車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻６０分前から開始する。

（３）　一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる（時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない）。

５　服装等

（１）　競技を行うときは、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。

（２）　番号布（アスリートビブス）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。ただし、走高跳の競技者は胸部又は背部のどちらかに付ければよい。また、車いす使用者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。

（３）　腰ナンバー標識は、左右の腰（車いす競技者はヘルメットの両側、車いす５０ｍに出場する競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。

（４）　競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところとし競技用靴のスパイクピンの長さは、９mm以下、走高跳、ソフトボール投げ及びジャベリックスローは１２mm以下とする。靴底の厚さは、トラック競技では８００m未満の種目（リレーを含む）は最大２０mm、８００m以上の種目は最大２５mmとする。（フィールド競技に関しては靴底の厚さの規定は適用しない。）なお、障害により補装具等を使用している場合は、この限りではない。また、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

６　介助者・伴走者

（１）　「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分による。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。

（２）　介助者の服装は運動靴及び運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。

（３）　伴走者は、５０cm 以内の非伸縮性の紐を持つこととする。フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。

（４）　介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような声掛け等をしてはならない。声掛け等は、助力とみなされ、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする（介助者が競技の伴走をした場合も助力とみなす）。

（５）　介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできない。また、競技に関係のない物についても持ち込むことはできない。

７　競技場への入退場

（１）　競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。

（２）　競技が終了した競技者は、競技役員または競技補助員により競技終了者待機所に誘導された後、競技者解散所に誘導され解散する。ただし、１位から３位までの入賞者は、競技役員または競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで誘導され表彰を受けた後、正面玄関にて解散する。

８　競技方法

（１）　トラック競技の走路順または競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。

（２）　３０m、５０m、１００m、２００m、４００m競走及び４×１００mリレーは、セパレートレーンで行う。ただし、視覚障害者（障害区分２４）の５０m走は、オープンレーンで１名ずつ行う。
（３）　８００m競走は、第１曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。
（４）　トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとする。
（５）　セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、１競技者に２レーンを割り当てる。
（６）　視覚障害者の５０m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）または選手団で用意したものを使用することができる。
（７）　リレーの参加区分は、男女混合とする。
（８）　走高跳を除くフィールド競技は３回までの試技が許される。
（９）　フィールド競技の場合、練習は試技順に１回を原則とする。競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
（１０）　視覚障害者（障害区分２４・２５）の立幅跳及び投てき種目については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。
（１１）　視覚障害者（障害区分２４）の競技者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクを装着しなければならない。アイマスクを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。
（１２）　走高跳において、表彰組の中で最後の１人となり、１位が決まった場合、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅については、当該審判または審判長が決定する。
（１３）　投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとする。
（１４）　車いすで１００m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技をしなければならない。ヘルメットの貸し出しは行わない。
（１５）　車いすで８００m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
（１６）　走高跳のバーの最初の高さは、下記の通りとする。バーの上げ方は一律２ｃｍとする。
　〇区分２・区分３：男子１４０ｃｍ女子１２０ｃｍ
　〇区分２５：男子１１５ｃｍ、女子１００ｃｍ
　〇区分２６：男子１３０ｃｍ、女子１００ｃｍ
　〇区分２７：男子１００ｃｍ、女子１００ｃｍ
（１７）　すべての視覚障害者の走幅跳の踏切板の長さは１ｍとする。
（１８）　砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は３回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず３

回連続して行う。

※車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、３回連続して投げる場合がある。

９　表彰式

表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

１０　その他

（１）　競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援スタッフ、実施本部員及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者及び視察員等関係者以外は立ち入ることができない。

（２）　トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶ。

（３）　抗議については、記録発表（大型スクリーンでの記録発表）の後、３０分以内に競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者がＴＩＣまで申し出ること。その後の抗議は、一切受け付けない。

（４）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において、別途定める。

（５）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会
水泳競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　使用プール

（１）　プールの水深は２００ｃｍとする。途中でプールの底に立つことができないので、競技者は余裕をもって泳ぐことができる種目に出場すること。

（２）　水中スタートする場合において、プール内を歩いて自レーンまで移動することができないため、スタート台横から直接自レーンに入水するまたは、自レーンまで泳ぐもしくはプールサイドやスタート台をつかんで移動すること。

（３）　プールの水温は２８℃とする。

（４）　入退水専用レーンには、両隅に低床フロアーを設置する。

３　招集

（１）　招集は、競技開始予定時刻の３０分前から行い、１５分前までに完了する。

（２）　招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。

（３）　競技時刻は、進行の都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。

（４）　選手は、招集時に主催者が用意したＩＤカードを必ず携帯すること。

（５）　台上、台の横からの飛込みまたは水中スタートの別をＩＤカードのスタート方法の欄に記載すること。

（６）　前レースの表彰終了時間から次レースの招集終了時間までが１０分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。

４　リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙は、その種目が行われる６０分前までに選手総合受付に提出すること。

５　選手紹介

競技前の選手紹介のときは、選手は椅子から立って紹介を受けることとする。ただし、車いす使用者及び立つことが困難な選手は、着席した状態で片方の手を挙げる等により紹介を受けることができる。

６　介助者等

（１）　障害によりやむを得ず介助者による補助や指示が必要な選手については、介助者または同伴者の入場を許可することができる。

（２）　申請対象となる障害区分

ア　競技規則上可能な介助

（ア）　スタート介助（入退水介助含む。）

身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁に付けることができない競技者

障害区分　１１、１３、１７、１９、２２

（イ）　タッピング

障害区分　２３

※必ず介助が必要。（５０m種目ではスタート・ターンのサイド各１名、計２名が必要）

障害区分　２４

イ　競技規則以外で可能な介助

入退水介助

障害区分　１４、１５、１６

ウ　競技規則以外で可能な同伴

（ア）　情緒不安定

障害区分２６及び同等の障害が重複する競技者（他の競技者に迷惑をかける場合に限る。）

（イ）　種目の指示

障害区分２６及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

（３）　申請

ア　介助及び同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて主催者に申請しなければならない。

イ　本項（２）「申請対象となる障害区分」以外で同等の障害を有し、介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ　参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、出場競技開始予定時刻の６０分前までに「介助許可証（ビブス）交付申請書」を選手総合受付に提出し、審判長の許可を得なければならない。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

（４）　禁止事項

ア　介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む。）をしてはならない。

（ア）　他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

（イ）　本項（２）ウ（イ）「種目の指示」の場合は、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ　介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所において許可されたこと以外をしてはならない。例えば、カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用は認めない。

７　誘導

（１）　競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。
なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従うこと。

（２）　選手は競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて解散する。なお、入賞者については、表彰式終了後、選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。すべての出場種目が終了した選手は、選手解散所でＩＤカードを返却する。

８　出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。障害区分２５のスタートにおいては、閃光・電子音装置に加え、出発合図員がスタートの合図を行う。

９　計時

（１）　計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。

（２）　有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動審判計時装置により計測した記録とする。

１０　浮具の使用

障害区分２２の浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

１１　貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合、主催者に対して参加申込時に申請すること。

なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

１２　種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にすること。ただし、編成上やむを得ず種目順を変更することがある。

１３　開始式・表彰式

（１）　開始式

ア　開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。

イ　開始式に参加する選手は、開始式開始１０分前までに、プールサイドの指定された場所に集合すること。

ウ　開始式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

（２）　表彰式

ア　表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

イ　表彰式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

１４　撮影

（１）　介助者または同伴者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

（２）　フラッシュ撮影は禁止する。

１５　更衣・服装

（１）　FINA の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により FINA の公認した水着の着用が不可能な場合、選手受付時に「FINA 規定外の水着使用申請書」を選手総合受付へ提出し、審判長の許可を得ること。

（２）　更衣は、更衣室を利用すること。異性の介助を必要とする者は、参加申込時に申請のうえ、専用の更衣室を使用すること。

（３）　更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩き回らないこと。

１６　ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

１７　その他

（１）　競技エリアへは、競技者のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。

（２）　貴重品については、各自責任を持って管理すること。

（３）　土足禁止の区域制限を守ること。

（４）　競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。

（５）　選手の控所は、指定された場所を利用すること。

（６）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

（７）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

別表　種目順

１	２５m自由形	６	５０m平泳ぎ
２	２５m平泳ぎ	７	５０m背泳ぎ
３	２５m背泳ぎ	８	５０mバタフライ
４	２５mバタフライ	９	４×５０mリレー
５	５０m自由形	１０	４×５０mメドレーリレー

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会
兼　第４３回関東甲信越身体障害者アーチェリー選手権栃木大会
アーチェリー競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　競技方法

（１）　１標的２名（Ａ・Ｂ）の１立制とし、３射ごとに採点・矢取りを行う。
（２）　行射時間は３射２分とする。
（３）　練習は競技開始前に行い、「３射２分矢取り」を２回繰り返す。
（４）　競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
（５）　得点記録及び矢の回収はチームの監督、競技者の代行者（エージェント）が行う。ただし、チームの監督・代行者が回収できない場合は、委託を受けた栃木県アーチェリー協会が行う。

３　的番・立順

的番及び立順は、主催者が決定する。

４　用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

５　服装等

（１）　競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
（２）　番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクイーバー又は大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。
　なお、指定の場所への表示が難しい場合は、状況に応じて別途指示をする。

６　用具検査

用具検査は、令和４（２０２２）年５月２２日（日）に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　アシスタント

（１）　障害区分１又は特別な事情のある競技者は、アシスタントを１名つけることができる。競技者の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を得て競技者と同じゼッケンの交付を受け、表彰式終了時まで着用する。

（２）　アシスタントは、必要に応じてシューティングライン（ＳＬ）まで入場することができる。

（３）　競技者に対する助言は認めない。
ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。

（４）　アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。

（５）　アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んではならない。

（６）　アシスタントは、競技役員の指示に従わなければならない。

９　その他

（１）　競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可されたアシスタント、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。

（２）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取り扱いは、主催者において決定する。

（３）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会
卓球競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　競技方法

（１）　競技種目は、一般卓球とサウンドテーブルテニス（以下「ＳＴＴ」という。）とし、５ゲームズマッチ（１ゲームは１１点）で行う。

（２）　試合は、各ブロックともリーグ戦方式で行う。

（３）　各ブロックは４名以内とし、原則として同一の障害区分、性別及び年齢区分の選手で構成する。

（４）　出場選手の少ない障害区分、性別及び年齢区分では、別の障害区分、性別及び年齢区分の選手と併せて同一ブロックを構成することがある。ただし、順位の決定、記録の認定及び表彰は、それぞれの障害区分、性別及び年齢区分別に行う。

３　競技用具・競技条件等

（１）　一般卓球の競技用具

ア　テーブルの色は、ブルーを使用する。

イ　使用球は、公益財団法人日本卓球協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。

ウ　競技領域は、長さ８m、幅５m以上とする。

（２）　ＳＴＴの競技用具・競技条件

ア　使用球は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。

イ　アイマスク又はアイシェードは各自で用意することとする。

ウ　競技領域は、長さ５m、幅４m以上とする。

４　服装等

（１）　競技用服装は、公益財団法人日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならない。身体の障害等により日本卓球ルールで定められた服装の着用が困難な者は、事前に「服装緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

（２）　主催者が交付した番号布（ゼッケン）を競技用服装の背部に付けること。

（３）　義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り、接触面にあてがう布やカバー等を用意すること。

５　選手招集

（１）　選手招集時刻は、試合開始１５分前とする。

（２）　選手招集時刻に遅れた選手は、原則として棄権とみなす。

６　サービス規定緩和

身体の障害等によりサービスの規定の緩和が明らかに必要な場合は、事前に「サービス緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

７　介助者

（１）　介助が必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができる。ただし、介助者はベンチ（アドバイザー席）に入ることができない。

（２）　「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。

（３）　介助者は、競技者が競技上有利になるような助言等をしてはならない。

（４）　競技場内に競技上必要な物以外を持ち込んではならない。

（５）　介助者は、競技会場内では、競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

８　開始式・表彰式

開始式及び表彰式は、競技会場で行う。

９　その他

（１）　競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

（２）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

（３）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第１８回栃木県障害者スポーツ大会
フライングディスク競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　競技方法

（１）　競技は、すべて競技役員の指示により進行する。

（２）　競技は、主催者が用意した公式用具により行う。

３　服装等

（１）　競技を行うときは、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、靴はスパイクが付いていない運動靴を着用する。

（２）　番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。

４　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、各組競技終了後に順次行う。

５　受付・招集

（１）　選手は競技会場到着後、選手受付所において選手団ごとに受付を行う。

（２）　選手招集所は、競技会場内に設ける。

（３）　招集は、その組の競技開始予定時刻２０分前に開始し、１０分前に完了する。

（４）　選手は、招集完了時刻までに選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受ける。招集時刻に遅れた者は棄権とみなす。

６　介助者

（１）　介助者として競技場内への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。

　　許可を受けた者に限り競技場内に入場することができる。

（２）　介助者は、スパイクが付いていない運動靴を着用する。

（３）　介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技場内での写真撮影及び通信機器の使用を禁止する。

７　その他

（１）　大会当日のディスクを使用した練習は練習会場に限る。練習会場では安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。

（２）　練習用ディスクは、主催者が用意する。

（３）　競技場内への入退場は、競技役員の指示により行う。

（４）　競技及び表彰の終了した選手は、競技役員又は競技補助員が解散所まで誘導し、解散する。

（５）　競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。

（６）　原則として、雨天であっても競技実施とするため、雨具、防寒具等は各自で準備するものとする。

（７）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第18回栃木県障害者スポーツ大会
兼　第５回栃木県ボッチャ大会
ボッチャ競技実施要領

１　競技規則

令和４（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム編成

（１）　男女の区別なく、立位選手1名及び座位選手1名にてチームを構成する。
（２）　障害の程度の重い選手には競技アシスタントを付けることができる。
（３）　チームにはコーチを1名配置することができる。

３　競技方法

（１）　3チームまたは4チームのプールに分かれ、各プールにてリーグ戦を行う。なお、プール分けに際して障害区分は考慮しない。
（２）　試合は1対1の個人戦を2エンド行い、2エンドの総得点で勝敗を決定する。２エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決定する。
（３）　試合はリレー方式とし、エンドごとに選手が交代する。立位選手と座位選手の順番は問わない。
（４）　ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、１エンドあたりそれぞれ6分とする。タイブレイク（ファイナルショット制度）では、各チームの投球時間は設定しない。
（５）　リーグ戦終了後に栃木県内の選手によるエキシビション（各リーグ上位選手によるトーナメント等）を実施することがある。

４　コート

（１）　コートの大きさは１２．５m×６mとする。
（２）　コートのラインテープはボックスサイドライン、ターゲットボックス、クロスには２．５ｃｍ幅、それ以外は５．０ｃｍ幅の白色ラインテープを使用する。
（３）　競技にて使用するスローイングボックスは３番と４番のみとする。

５　ボール

（１）　主催者にて以下のボールを用意する。
　　アポワテックBC-AP-００１
（２）　選手は（１）にて示すボールではなく、自身が用意するボールを使用してもよい。

６　用具検査

（１）　用具検査は競技実施日にランダムチェックにて実施する。

（２）　検査の結果、基準を満たしていないと判断された競技用具は、試合では使用できない。

　なお、ボールが基準を満たしていないと判断された場合、試合では主催者が用意するボールを使用しなければならない。

７　ウォーミングアップ

（１）　ウォーミングアップは試合を行うコートにて各プールの第1試合開始前に３０分程度行うことができる。また、各試合開始前に2分間ウォーミングアップの時間を設ける。

（２）　会場内に練習専用コートは設置しない。

８　招集

（１）　選手、競技アシスタント及びコーチは、試合開始２０分前から１０分前の間に、オーダーシート及び使用する競技用具を持参のうえ招集所に入ること。

（２）　招集時間に現れなかった選手は原則として棄権とみなし、試合に出場できない。また、招集時間に現れなかった競技アシスタント、コーチは原則として試合に参加できず、招集所に持参されなかった競技用具は試合では使用できないものとする。

（３）　招集所には選手、競技アシスタント及びコーチ以外は入ることができない。

（４）　招集所にてオーダーシートの提出及びコイントスによる投球順序の決定を行う。

９　ゼッケン

　ゼッケンは選手に1枚、競技アシスタントに１枚配付する。選手は胸か足（前面）、競技アシスタントは背中にゼッケンを取り付けることとする。ゼッケンを付けていない選手、競技アシスタントは招集所での受付ができないので注意すること。

１０　競技進行

　競技時間は、原則、プログラムに記載の競技日程表にしたがって行われるが、試合の延長などにより遅延することがある。その場合は、会場内の記録速報所に掲示される競技日程表に時間の変更を記載するので、選手及びチーム関係者は都度確認を行うこと。

１１　表彰

（１）　各プール3位までの選手にメダルを授与する。

（２）　競技アシスタント及びコーチはメダル授与の対象外とする。

１２　開始式・表彰式

（１）　開始式

ア　開始式は、競技開始前に競技会場内で行う。

イ　開始式に参加する選手は、開始式開始１０分前までに、競技会場内の指定された場所に集合すること。

（２）　表彰式

表彰式は、競技終了後に行う。

１３　撮影

（１）　競技アシスタント、コーチによる競技中の撮影は禁止する。

（２）　フラッシュ撮影は禁止する。

１４　その他

（１）　競技エリアへは、選手のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。

（２）　貴重品については、各自責任を持って管理すること。

（３）　競技エリアは土足禁止であるため、各自体育館シューズに履き替えること。

なお、車いすの選手については、競技エリア入口に設置する粘着マットシートにてタイヤの汚れを落とすこと。

（４）　競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。

（５）　選手の控所は、指定された場所を利用すること。

（６）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

（７）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
ボウリング競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　競技方法

（１）　試合の方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式で行う。

（２）　競技は、すべてスクラッチ２ゲームとし、その合計得点により順位を決定する。

※順位決定の際、同点の成績の場合は規定に基づきゲームローハイにて決定する。

（３）　原則として、ゲームは１ボックス（２レーン）８名までとし、１フレームごとに交代で投球する。

（４）　投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う２つのレーンで１０分間行う。

（５）　隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側レーンの選手を優先する。

（６）　ファウルについては、自動式ファウル判定機を使用する。

（７）　オートマチックスコアラーの操作及び個人記録カードの記入は、すべて競技役員が行う。

（８）　競技は、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行う。

３　服装等

（１）　服装は、ボウリング競技をするうえで支障のないものを着用する。

（２）　ソックスを必ず履くこと。

（３）　番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを胸部及び背部に付ける。

４　招集

（１）　受付後、指定されたボックスに招集し、Ａグループの選手は開始式の開始１０分前、Ｂグループの選手は投球練習の開始１０分前に完了する。

（２）　招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなし、競技に出場できない。

５　開始式・表彰式

（１）　開始式は、Ａグループの競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、各グループの競技終了後に競技会場で行う。

６　その他

（１）　選手は、競技中ボウラーズベンチを離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず競技役員に申し出ること。

（２）　選手以外にボウラーズベンチを除くボウラーズエリアへ入ることができる者は、競技役員、競技補助員のほか、各選手団の監督またはコーチ（各選手団、ＩＤカードを付けた１名のみ）とする。各選手団の監督またはコーチが立ち入ることができるエリアは、自チームが競技しているボックスのみとする。

（３）　競技会場のハウスボール及びハウスシューズを使用しようとする場合は、参加申込書にその旨を記載し、主催者が競技会場において用意する。

ア　ハウスシューズは、主催者が所定の場所に用意し、選手はボウラーズベンチ後方の通路で履き替える。

イ　ハウスボールは、主催者が所定の場所に用意し、選手は競技終了後、速やかに元の場所に返却する。

（４）　ボールを拭くタオルは、選手自ら用意すること。

（５）　競技上不明な点は、競技本部に問い合わせること。

（６）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

（７）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技
関東ブロック予選会実施要領

１　競技規則

令和４（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの構成は、コーチ１名、アシスタントコーチ１名、マネージャー１名、選手１２名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中、実際にチームを指揮する者を指す。

（２）　コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数は選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて１２名以内とする。

（３）　男女別にチームを構成する。

３　競技方法

（１）　試合は、栃木県チームを除く男女別トーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に、栃木県チームを含む交流戦を実施する。

（２）　トーナメント戦は、１０分のクォーターを４回行うものとし、第１クォーターと第２クォーターの間及び第３クォーターと第４クォーターの間にそれぞれ２分のインターバルをおく。

　第２クォーターと第３クォーターの間に１０分のハーフタイムをおく。

（３）　交流戦は、１０分のクォーターを２回行うものとし、第１クォーターと第２クォーターの間に２分のインターバルをおく。第２クォーターは、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第４クォーターのルールを適用する。ただし、第２クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

４　服装等

（１）　出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の２種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。

　ただし、２試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。

（２）　番号は、０、００及び１から９９までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

５　試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定球、男子は７号球、女子は６号球とし、主催者が用意する。

６　組合せ

組合せは、令和４年２月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

７　チーム・ベンチ

チーム・ベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

８　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

９　出場権

この大会の優勝チームは、第２２ 回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

１０　その他

（１）　監督会議は、競技開始前に行う。時間及び場所は別途通知する。

（２）　開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用すること。

（３）　競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。

ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。

（４）　決められた席に、トレーナー１名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。

（５）　会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

（６）　練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。

（７）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは主催者において決定する。

（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第２２回全国障害者スポーツ大会車いすバスケットボール競技
関東ブロック予選会実施要領

１　競技規則

令和４（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの構成は、コーチ１名、アシスタント・コーチ１名、マネージャー１名及び選手 12 名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。

（２）　コーチ、アシスタント・コーチ又はマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数は、選手を兼ねるコーチ、アシスタント・コーチ、マネージャーを含めて 12 名以内とする。

（３）　男女混合のチーム構成も可とする。

３　競技方法

（１）　試合は、栃木県を除くトーナメント方式で行い、３位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、栃木県チームを含む交流戦を実施する。

（２）　トーナメント戦は、10 分のクォーターを４回行うものとし、第１クォーターと第２クォーターの間及び第３クォーターと第４クォーターの間にそれぞれ２分のインターバルをおく。

第２クォーターと第３クォーターの間に 10 分のハーフ・タイムをおく。

（３）　交流戦は、10 分のクォーターを２回行うものとし、第１クォーターと第２クォーターの間に２分のインターバルをおく。第２クォーターは、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第４クォーターのルールを適用する。ただし、第２クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

４　服装等

（１）　出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の２種類のユニフォーム（シャツ）を用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォーム（シャツ）を着用すること。

ただし、２試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。

（２）　背番号は、０、00 及び１から 99 までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

５　試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定７号球とし、主催者が用意する。

６　組合せ

組合せは、令和４（2022）年２月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもと、代理抽選を行い、決定する。

７　出場選手の持ち点の確認及び競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の選手登録証及び持ち点カードにより、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。

持ち点について疑義が生じたときは、審査を行って持ち点を変更することがある。

８　チーム・ベンチ

チーム・ベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

９　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

１０　出場権

この大会の優勝チームは、第２２回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

１１　その他

（１）　開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。

（２）　開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム（シャツ）又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用のうえ、競技用車いすで参加すること。

（３）　競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。

ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。

（４）　決められた席に、トレーナー１名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。

（５）　会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

（６）　練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
（７）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第２２回全国障害者スポーツ大会ソフトボール競技
関東ブロック予選会実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの編成は監督１名、コーチ２名以内及び選手１５名以内（男女は問わない）とする。

（２）　監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め１５名以内とする。

３　競技方法

（１）　試合は栃木県チームを除くトーナメント方式とし、３位決定戦を行う。また、トーナメント戦以外に、栃木県チームを含めた交流戦を実施する。

（２）　試合は５イニング制とし、試合開始後６０分を経過した後は、新しいイニングに入らない。

（３）　同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は２回を限度とし、延長開始後１５分を経過した後は、新しいイニングに入らない。それでも同点の場合は、最終出場選手９名（DP 制を採用した場合は FP 選手を除く）の抽選によって勝敗を決定する。

（４）　３回終了以降、１０点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。

　また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断された場合は、３回以上の回の終了をもってコールドゲームとする（決勝戦を含む）。

（５）　ファーストピッチにより行う。

（６）　競技場のフェア地域及び塁間距離と投球距離は、女子の規格に準じる。

（７）　パスボール、振り逃げ、スクイズバント及び盗塁は適用しない。

（８）　ピッチャーが投球したボールが、ホームベースを通過した時点でボールデッドとし、キャッチャーからの牽制、暴投による進塁など、その後のプレーは成立しない。

（９）　ランナーが進塁を故意に遅らせた場合は、審判団から厳重に注意し、再度繰り返す場合は、審判団の判断で遅延行為によりランナーをアウトとする。

（１０）　指名選手（DP）及び再出場（リエントリー）を採用する。

（１１）　試合球は公益財団法人日本ソフトボール協会検定ゴム製３号球とし、主催者が用意する。

４　服装等

（１）　同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。

　また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。

（２）　ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は３０番、コーチは３１番と３２番、主将は１０番とし、他の選手は１番から９９番の番号とする。

　また、ユニフォームの左袖（左肩から１０㎝程度）に都県・指定都市名を表示すること。

（３）　打者・打者走者・走者、次打者及び１・３塁のベースコーチは、両耳あてのある同色のヘルメットを着用する。また、捕手は、スロートガード付きマスク、捕手用ヘルメット、ボディプロテクター及び膝当て付きレガーズを着用する。

（４）　金属製スパイクの使用は禁止する。

５　組合せ

　組合せは、令和４（２０２２）年２月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

６　打順表等

（１）　打順表は、試合開始時刻の 30 分前までに５部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第１試合は、開始式終了後に提出すること。

　なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。

（２）　攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと、コインのトスによって決定する。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　出場権

　この大会の優勝チームは、第２２回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

９　その他

（１）　監督会議は当日現地で行う。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。

（２）　ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを１塁側とする。

（３）　ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、１名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナー

の有資格者であることが望ましい。

（４）　競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

（５）　練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。

（６）　練習球は、各チームが用意する。

（７）　少雨の場合は決行するが、荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは主催者において別途決定する。

（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちごー会とちぎ大会」
リハーサル大会
グランドソフトボール競技実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの編成は、監督１名、選手１５名以内（男女は問わない）とし、他に専任のコーチャー４名以内、スコアラー１名及びマネージャー１名を設けてもよい。

（２）　監督が選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。

この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督含め１５名以内とする。

３　競技方法

（１）　試合はトーナメント方式とし、３位決定戦を行う。

（２）　試合時間は９０分（決勝・３決は１１０分）とする。７イニング制とし、試合開始後８０分（決勝・３決は１００分）を経過した後は、新しいイニングに入らない。

（３）　同点の場合は、制限時間内において延長戦を行う。それでも同点の場合は、最終出場選手１０名の抽選に　よって勝敗を決定する。

（４）　指名打者（ＤＨ）及び再出場（リエントリー）を採用する。

（５）　試合球は、全日本グランドソフトボール連盟公認球とし、主催者が用意する。

４　服装等

（１）　同一チームの監督、コーチャー及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。

（２）　ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は３０番、専任のコーチャーは３１番から３４番、主将は１０番とし、他の選手は１番から９９番の番号とする。

また、ユニフォームの左袖に都県・指定都市名を表示すること。

（３）　競技中、コーチャーズボックスにいるランナーコーチャーは、黄色の帽子を着用すること。

（４）　スコアラー及びマネージャーは、ユニフォームを着用してはならない。

（５）　金属製スパイクの使用は禁止する。

（６）　危険防止のため、競技中の選手（コーチャー含む）は、腕時計、ブレスレット、ネックレス等、危険と思われるものを着用してはならない。

５　組合せ

組合せは、令和４（２０２２）年2月（予定）に開催するプログラム編成会議において主催者が、関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

６　打順表等

（１）　打順表は、試合開始時刻３０分前までに５部作成し、競技本部へ提出する。
なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。
ただし、第１試合は開始式終了後に提出すること。

（２）　攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと決定する。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　その他

（１）　監督会議は、当日現地で行う。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。

（２）　ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを１塁側とする。

（３）　ベンチ内へは、監督、コーチャー、選手、スコアラー、マネージャー以外は入ることができない。

（４）　競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

（５）　アイシェード、全盲プレイヤーの標示物、黄色標示物、コーチャー用帽子及び練習球は、各チームで用意すること。

（６）　練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。

（７）　少雨の場合は決行するが、荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。

（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第２２回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技
関東ブロック予選会実施要領
（聴覚障害、知的障害、精神障害）

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

全てのチームにおいて監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて１２名以内 とする。

（１）　聴覚障害者のチーム

ア　チームの構成は、監督１名、コーチ１名、マネージャー１名及び選手１２名以内とする。

イ　男女別にチームを編成する。

（２）　知的障害者のチーム

ア　チームの構成は、監督１名、コーチ１名、マネージャー１名及び選手１２名以内とする。

イ　男女別にチームを編成する。

（３）　精神障害者のチーム

ア　チームの構成は、監督１名、コーチ１名、マネージャー１名及び選手１２名以内とする。

イ　男女混合でチームを編成する。（試合中は少なくとも１名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。）

３　競技方法

（１）　試合は、申込みチームの数により、栃木県チームを除くトーナメント戦方式またはリーグ戦方式とする。また、トーナメント戦及びリーグ戦以外に、交流戦を実施する。

（２）　全試合３セットマッチとし、２セットを先取したチームを勝ちとする。

（３）　１セット２５点のラリーポイント制とする。なお、得点が「２４対２４」の同点となった場合、それ以降は、２点リードしたチームをそのセットの勝者とする。

（４）　第３セットでは、いずれかのチームが１３点先取したときにコートの交代を行う。

（５）　試合は、ワンボールシステムで行う。

（６）　追込方式を採用し、直前の試合終了の１０分後に、プロトコールを開始する。ただし、連続試合となる場合は試合終了後の２０分以上空けてプロトコールを開始する。

４　服装等

（１）　背番号は、１番から１２番までとする。やむを得ない場合は、１番から９９番までとする。

　なお、チーム名、キャプテンマーク及び背番号等のサイズは、規定のものとする。また、ユニフォームに都県・指定都市名を表示すること。

（２）　リベロプレーヤーを採用する場合は、他の競技者と明確に区別できるユニフォームを着用すること。

５　ネットの高さと試合球

（１）　ネットの高さは、次のとおりとする。

ア　聴覚障害　男子２．４３m、女子２．２４m

イ　知的障害　男子２．３０m、女子２．１５m

ウ　精神障害　２．２４m

（２）　聴覚障害及び知的障害の試合球は、公益財団法人日本バレーボール協会検定球５号球（人工皮革・カラーボール）とする。

（３）　精神障害の試合球は、日本ソフトバレーボール連盟公認球ソフトバレーボール球・糸巻きタイプ（円周７８±１ｃm、重量２１０±１０ｇ）とする。

６　組合せ

　組合せは、令和４（２０２２）年2月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選のうえ決定する。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　出場権

　この大会の優勝チームは、第２２回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

９　その他

（１）　監督会議は、競技開始前に行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。

（２）　ベンチには、選手、監督、コーチ、マネージャー以外は入ることができない。ただし、聴覚障害者のチームにおいて、チームスタッフ３名とは別に手話通訳者１名が帯同する場合はこの限りはない。手話通訳者は、参加申込時に別に登録した者とする。

（３）　監督、コーチ、マネージャーは統一された服装を着用すること。

（４）　チームスタッフ３名とは別にトレーナーを帯同しているチームは、チーム・ベンチ・エリア後方の決められた位置にトレーナー１名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。

（５）　競技場内へは、ベンチに入る者の他、大会役員等の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
（６）　練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
（７）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第 22 回全国障害者スポーツ大会サッカー競技
関東ブロック予選会実施要領

１　競技規則

令和４（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの編成は、監督１名、コーチ２名以内、選手１６名以内とする。

（２）　監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて１６名以内とする。

３　競技方法

（１）　試合は、栃木県を除くトーナメント方式で行い、３位決定戦を実施する。なお、トーナメント戦以外に、栃木県を含む交流戦を実施する。

（２）　試合時間終了時に同点の場合は、ペナルティーキック方式により勝敗を決定する。なお、交流戦はペナルティーキックを実施しない。

（３）　決勝戦において試合時間終了時に同点の場合は、前後半各５分の延長戦を行い、同点の場合はペナルティーキック方式で勝敗を決定する。

（４）　試合は、マルチボールシステムで行う。

（５）　選手の交代については、試合開始前に登録した５名の交代要員の中から、５名までの交代が認められる。

（６）　すべてのチーム役員は、その都度１名が、主催者が設けるテクニカルエリアから戦術的指示を選手に伝えることができる。テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

（７）　出場停止処分について、累積警告２枚で次試合に選手登録することができない。

　また、退場処分を受けたものについても次試合に選手登録することができない。

４　服装等

（１）　チームのフィールドプレーヤー、ゴールキーパーは、それぞれ正・副２組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を持参し、背番号は１番から１６番までの通し番号とする。

（２）　フィールドプレーヤーがゴールキーパーと交代するときは、それまで着ていたユニフォームと同じ背番号を使用する。その際、ユニフォームの用意がない時は、白布に背番号を記入し、ユニフォームに貼り付けることとする。

（３）　その他については、公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程による。

５　試合球

試合球は、公益財団法人日本サッカー協会検定５号球とし、主催者が用意する。

６　組合せ

組合せは、令和４（2022）年２月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　招集

（１）　メンバー表は、試合ごとにマッチコーディネーションミーティング時に持参すること。
（２）　招集開始時刻は原則として試合開始１５分前とする。ただし、前の試合がペナルティーキック方式等により試合時間が延びた場合は、試合終了後、１５分後に次の試合を開始するものとして招集を行う。

９　出場権

この大会の優勝チームは、第２２ 回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10　その他

（１）　監督会議は、競技開始前に行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。
（２）　各試合開始６０分前にマッチコーディネーションミーティングを行う。
（３）　ベンチは、対戦表の左側になったチームをグラウンドに向かって左側とする。
（４）　ベンチ内へは、選手、監督、コーチ以外は入場することができない。ただし、チームスタッフ３名とは別にトレーナー（２名以内）を帯同させる場合はこの限りではない。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者とする。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
（５）　競技会場の指定されたエリアには、監督、コーチ、選手、トレーナー、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることはできない。
（６）　競技に関する不明な点は競技本部に、その他不明な点は実施本部に問い合わせる。
（７）　練習球は、各チームで用意する。
（８）　練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
（９）　荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
（10）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

第２２回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼　第２２回全国障害者スポーツ大会フットベースボール競技
関東ブロック予選会実施要領

１　競技規則

令和４（２０２２）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　チーム

（１）　チームの編成は、監督１名、コーチ２名以内及び選手１５名以内（男女は問わない）とする。

（２）　監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め１５名以内とする。

３　競技方法

（１）　試合は、栃木県を除くトーナメント方式とし、３位決定戦を行う。
また、トーナメント戦以外に栃木県を含めた交流戦を実施する。

（２）　試合は、７イニングまたは試合開始後６０分を経過した後は、新しいイニングに入らない。

（３）　同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は２イニングを限度とし、延長開始後１５分を経過した後は、新しいイニングには入らない。
　それでも同点の場合は、最終出場選手９名の抽選によって勝敗を決定する。

（４）　抽選は主管競技団体が行う方法に沿い、最終出場選手９名の打順で抽選をおこなう。
　なお、監督会議にて実施方法をあらためて確認する。

（５）　３イニング終了以降２０点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。
　また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断された場合は、３イニング以上のイニングの終了をもってコールドゲームとする。（決勝戦を含む）

（６）　指名選手（DP）及び再出場（リエントリー）を採用する。

（７）　試合球は、サッカーボール（ゴム製４号球）とし、主催者が用意する。

４　服装等

（１）　同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠ユニフォームを着用しなければならない。
　ただし、選手がショートパンツを着用するチームの監督及びコーチについては、上衣は同色・同意匠でなければならないが、下衣については、監督及びコーチのみで統一された、別のものを着用してもよい。また、男子は同じ

帽子を着用しなければならない。

（２）　ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は３０番、コーチは３１番と３２番、主将は１０番とし、他の選手は１番から９９番の番号とする。

数字の大きさは、背中は１５㎝以上、胸は６㎝～１２㎝とする。ユニフォームの背中はユニフォームナンバーと個人名・チーム名のみとする。個人名・チーム名をつけるときは、ユニフォームナンバーの上部に全員がつけること。（個人名はローマ字表記のみとする）

また、ユニフォームの左袖に都県・指定都市名を表示すること。

（３）　靴は、運動靴又は金属製以外のスパイクとする。

（４）　危険防止のための手袋を着用してよい。ただし、投手はボール以外の色でなければならない。

５　組合せ

組合せは、令和４（２０２２）年２月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

６　打順表等

（１）　打順表は、試合開始時刻の３０分前までに５部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第１試合は、開始式終了後に提出すること。

なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。

（２）　攻守の決定は、監督及び主将の立会いのもと、球審のコインのトスによって決定する。

７　開始式・表彰式

（１）　開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）　表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

８　出場権

この大会の優勝チームは、第２２回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

９　その他

（１）　監督会議は競技開始前に行う。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。

（２）　ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを１塁側とする。

（３）　ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、１名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。

（４）　競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

（５）　練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。

（６）　練習球は、各チームが用意する。
（７）　少雨の場合は決行するが、荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは主催者において別途決定する。
（８）　参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。

報告事項 19

令和３年６月 30 日　第４回セーリング競技会専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会売店設置運営要項

１　目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体セーリング競技会おもてなし実施計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（競技会場等において常設または恒常的に営業している売店等は除く。）の設置運営について、必要な事項を定める。

２　設置場所及び設置期間

(1)　設置場所は、千葉市稲毛ヨットハーバー駐車場内仮設スペースとする。

(2)　設置期間は、リハーサル大会開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて、これを変更することができる。

３　開設時間

開設時間は、原則として開始式または競技開始１時間前から競技終了 30 分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、これを変更することができる。

４　出店数と出店位置及び規模

出店数と出店位置は実行委員会が決定する。面積は原則として１ブースあたり、約２０㎡（２間×３間のテント）以内とする。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。

５　出店料

出店者として選定を受けた者は、出店料（１ブース/１日 5,000 円税込）を負担するものとし、実行委員会が指定した期日までに指定した口座へ振り込むものとする。ただし、実行委員会が特に認めたものはこの限りでない。

なお、売店の運営に要する経費及び振込手数料は出店者が負担するものとする。

６　販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1)　国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体マスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ財団法人日本スポーツ協会又は実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2)　スポーツ用品

(3)　郷土物産品

栃木県又は千葉県内の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4)　飲食物

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

(5)　宅配便

(6)　その他、実行委員会が特に認めるもの

7　出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

(1)　原則として、競技開催期間中、出店決定を受けた期間において、継続して出店することができること。

(2)　法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(3)　法令等に違反して、過去１年間処分を受けていないこと。

(4)　出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは代表者をいう。）が栃木県暴力団排除条例第２条第３号及び第４号または千葉県暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員また暴力団員等ではないこと。また、従業員等として暴力団員または暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

8　飲食物販売者出店条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たす者とする。

(1)　食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。

(2)　過去１年間食中毒発生の事故歴がないこと。

9　運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。その他必要な設備等については、出店者が準備するものとする。

(1)　テント（２間×３間）１張以内（横幕を含む。）

(2)　長机４台

(3)　椅子４脚

(4)　ビニールカーテン１式

10　出店者の選定

実行委員会は、この要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者が当該会場の売店設置予定数を超えたときは、次のいずれかに該当するものを優先して選定することができる。

(1)　売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2)　社会福祉施設または社会福祉法人

(3)　千葉市内の事業者

(4)　その他、実行委員会が適当と認めた者

また、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

11　申請方法

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに申請書類（様式第１号～様式第３号）に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付し実行委員会へ持参又は郵送で提出すること。

(1)　売店出店申請書（様式第１号）

(2)　売店出店概要書（様式第２号）

(3)　売店従業員簿及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）

(4)　その他必要な書類

なお、提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

12　提出及び問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体千葉事務所

〒261-0003　千葉市美浜区高浜 3-1-3（千葉市教育会館２階）

TEL：043-216-5111　FAX：043-216-5010

Ｅ-mail：sailing@pref.tochigi.lg.jp

13　出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第４号）を交付するものとする。

14　保健所への届出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、管轄保健所に必要に応じて届出を行い、許可証の写しを実行委員会に提出する。

15　売店監督員

(1)　実行委員会は、売店の円滑な運営を図るために、各競技会場に売店監督員を置くことができる。

(2)　売店監督員は、現場を巡回して、この要項に基づき監督するものとする。

16　売店責任者

(1)　出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

(2)　売店責任者に変更があった時は、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3)　売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(4)　食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるように十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

17　禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。

(2)　商品を不当な価格で販売すること。

(3)　指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。

(4)　競技会場内において飲食物の調理・加工等をすること。

(5)　アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りではない。

(6)　許可された品目以外の商品を販売すること。

(7)　試飲、試食を含む無償提供を行うこと。

(8)　拡声器及び音響機器類を使用すること。

(9)　火気を使用すること。

(10) その他リハーサル大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18　遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2)　売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。

(3)　販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

(4)　売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

(5)　飲食物を販売する売店にあっては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

(6)　販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を指定された位置に掲示し、実行委員会が指定した位置に駐車すること。

(7)　販売品等の搬入、陳列及び搬出は、リハーサル大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。

(8)　服飾は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。

(9)　従業員は実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。

(10) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。

(11) 食品衛生関係法令上の規定を遵守し、管轄保健所の指導に従うこと。

(12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。

(13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこ

と。

(14) 出店に係る関係資料を遵守すること。また、説明会を開催した場合は必ず出席すること。

(15) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

(16) 従業員は、マスク・手袋（運営に支障がある場合を除く）を着用すること。

(17) 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行うこと。また、精算担当者と商品受け渡し担当者を分けるなど、可能な限りの感染予防策を講じること。

(18) 複数人の手に触れるものは、こまめに消毒を行うこと。

(19) 販売する商品は、既製品、個包装された商品とすること。

(20) 試着は避けること。見本品などは触れなくても見やすい場所に配置する、サイズ合わせは着衣の上から軽く当てる程度とするなど対策を講じること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき

(2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき

(3) その他実行委員会が不適当と認めたとき

22 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者及びその従業員は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24　補填及び補償

(1)　出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。

(2)　出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25　その他

この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

（宛先）いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
会　長　　福田　富一　　様

申請者住所

商号または名称

代表者氏名　　印

売 店 出 店 申 請 書

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が運営する会場内に売店を出店したいので、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会売店設置運営要項第 11 条の規定に基づき申請します。また、以下の項目について相違ない旨を売店出店申請書提出をもって誓約します。誓約内容の確認のため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が本申請書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

１　栃木県暴力団排除条例第２条第３号及び第４号又は千葉県暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に規定するに規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
２　販売員として、暴力団員又は暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
３　出店品目の販売において、法令等に違反して、過去１年間処分を受けていません。また飲食物を販売する場合、過去１年間食中毒等における行政処分を受けていません。

****

１　出　店　期　間　　令和　　年　　月　　日（　　）～令和　　年　　月　　日（　　）

２　テント（２間×３間）必要数　　張

３　添　付　書　類　　・売店出店概要書（様式第２号）
・売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）
・営業に関する許可書等の写し

担当者所属：

担当者氏名：　　電話番号：

Ｆ　Ａ　Ｘ：　　Ｅ－ｍａｉｌ：

（様式第２号）

売　店　出　店　概　要　書

所　　在　　地	〒		
商号または名称			
代　表　者　氏　名			
連　　絡　　先	〔電話〕　　〔FAX〕		
出　店　担　当　者	〔電話〕		
業　　種			
主　要　取　扱　品　目			
営業開始年月日	年　月　日	従業員数	人
過去１年間の食中毒発生事故歴	有（　　）・無		

○販売品目価格等一覧表（書ききれない場合は別紙でも可）

No.	商　品　名	販売予定数量	販売予定価格	備　考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

○持込備品一覧（実行委員会設営備品以外）

備品名	規格・数量	目的

※火気の使用は禁止とする。

（様式第３号）

売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表

（商号又は名称　　）

１　従業員名簿

従事日	売店責任者		販売員		販売員		販売員	
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日	ふりがな	性別		性別		性別		性別

※売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの）を添付してください。

２　搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	搬入予定日	備考

（注）車両の種類は、「２トントラック」、「軽トラック」など搬入搬出用車両の種類を記入してください。

（様式第４号）

い 栃 実 第　　号
令和　年　月　日

様

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
会　長　　福田　富一　　㊞

売 店 出 店 許 可 証

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会において，大会競技会場内の売店の出店について，次のとおり許可します。

記

許　可　番　号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
出 店 許 可 期 間	令和　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵　守　事　項	1　本許可証を売店内に掲示すること。 2　売店設置運営に関しては，いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

報告事項 20

令和３年６月 30 日　第４回セーリング競技会専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会弁当調製施設選定基準

当該基準を満たす弁当調製施設の中から、いちご一会とちぎ国体セーリング競技会における弁当調製方法及び当該調製施設の現況等を勘案のうえ、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）事務局が選定する。

１　立地、選定条件等

会場地である千葉市内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

また、競技会場である千葉市稲毛ヨットハーバーにおいて、これまでに開催されたセーリング大会での弁当調製の実績があり、競技団体等との取引実績のある弁当調製施設であること。

２　衛生管理体制

（１）いちご一会とちぎ国体セーリング競技会（リハーサル大会を含む）開会日前の過去３年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

（２）提供可能であると申出のあった弁当調整能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。

（３）実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

（４）食品衛生関係法令に基づきＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。

（５）検食は、原材料および調理済み食品毎に５０ｇ程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して－２０℃以下で２週間以上保存できること。

（６）調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、大会の開会日１か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。

なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。

（７）死亡後遺障害補償の食品賠償保険等に加入していること、もしくは大会開催期間中に加入できること。

３　その他

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項に準じて取り扱うものとする。

そ　の　他

その他（１）

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における
環境に配慮した取組について

【本】：本大会・障スポ大会
【冬】：冬季大会

１　「オールとちぎ（県民、企業、団体、行政）」による環境に配慮した両大会の実現

・再生可能エネルギー（地中熱空調システム、太陽熱給湯システム）設備の活用【本・冬】

・会場等における食品ロスやゴミ削減などの呼びかけ【本・冬】

・COOL CHOICE とちぎによる地球温暖化対策の普及啓発【本・冬】

・FCV、EV自動車を活用したイベントスペース等への電力供給【本】

・公共交通機関の利用促進【本・冬】

２　「メイド・イン・とちぎ」による環境配慮の製品・サービスの活用

・運営スタッフ等が着用する服飾類における再生素材の利用【本・冬】

・包装類でのプラスチック以外の素材利用【本・冬】

・FSC（森林認証）を受けた紙素材の利用【本・冬】

・各種媒体の電子化による紙使用量の削減【本・冬】

・両大会での使用を想定した、県内ものづくり企業による環境負荷の低減が図れる製品の開発支援【本・冬】

３　「次世代のとちぎ」への成果の引き継ぎ

・環境問題に関する県民意識の高揚と行動の変容

・環境への配慮を通じた本県の魅力・実力の認知向上

その他（２）

いちご一会募金（寄附金）・企業協賛の状況について

１　いちご一会募金（寄附金）

○平成 31(2019)年４月１日から募集開始

○１万円以上を寄附していただいた個人、10 万円以上を寄附していただいた企業・団体については、カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）に銘板を設置し顕彰（希望者に限る。）

(1) 募金・寄附金の状況（令和３(2021)年７月 16 日現在）

区　　分		募金・寄附金額	備　　考
募　　金		約 130 万円	
寄　附　金	個　　人	約 2,530 万円	約 1,490 名
	企業・団体	約 3,910 万円	約 260 社
合　　計		約 6,570 万円	

(2) 銘板の設置状況

設置回数（設置年度）	区　分	設置枚数	
第１回（令和２年度）	個人	568 枚	702 枚
	企業・団体	134 枚	
第２回（令和３年度）	個人	570 枚	643 枚
	企業・団体	73 枚	
合　　計			1,345 枚

※第３回は令和４(2022)年５月頃を、第４回は令和４(2022)年９月頃を予定

現地銘板写真
（カンセキスタジアム
とちぎＡゲート付近）

2　企業協賛の状況（令和３(2021)年７月 16 日現在）

○令和元(2019)年８月５日の実行委員会設置を契機として本格募集開始

○いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会に係る協賛制度及びいちご一会とちぎ国体冬季大会に係る協賛制度の２つの協賛制度を運用

(1) いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会

区　　分		協　賛　金　額	協賛社数
協賛金	国体パートナー	1,000 万円以上	10 社
	オフィシャルスポンサー	500 万円以上 1,000 万円未満	８社
	オフィシャルサポーター	100 万円以上　500 万円未満	37 社
協賛物品	オフィシャルサプライヤー	100 万円相当額以上	25 社
	大会協力企業	10 万円相当額以上	７社
合　　計			87 社

(2) いちご一会とちぎ国体冬季大会

区　　分		協　賛　金　額	協賛社数
協賛金	冬季国体パートナー	180 万円	７社
	冬季国体スポンサー	60 万円	13 社
	冬季国体サポーター	50 万円	５社
	プログラム等印刷物広告協賛	30 万円以下	１社
協賛物品	冬季国体サプライヤー	30 万円相当額以上	１社
	冬季国体協力企業	10 万円相当額以上	１社
合　　計			28 社

その他（３）

いちご一会とちぎ国体　いちご一会とちぎ大会

ボランティアの登録状況について　（令和３(2021)年６月 30 日現在）

運営ボランティア

	募集人数(延べ数)	登録状況
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会	5,250 名	**1,038 名**

情報支援スタッフ

	募集人数	登録状況
手話	600 名	**334 名**
筆談・要約筆記（手書き）	250 名	**81 名**
要約筆記（パソコン）	50 名	**33 名**

広報ボランティア

募集人員		令和元(2019)年から令和３(2021)年度まで毎年度 100 名程度	
登録者数		**３８９名**	
登録者の内訳	令和２年度の継続者	**１３５名**	○大学・短大　31 名 ○専門学校等　2 名 ○高等学校　102 名
	令和３年度新規登録者	**２５４名**	○大学・短大　19 名 ○専修学校等　6 名 ○高等学校　229 名

その他 （4）

いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会

いちご一会運動（県民運動）の実施状況について

１　いちご一会ダンスキャラバン隊

イメージソングに合わせて振り付けた「いちご一会ダンス」の普及のため、令和２(2020)年 10 月より県内の幼稚園・保育園、小・中学校等を訪問

〇申込・訪問件数

申込件数	訪　問　件　数		
	令和２(2020)年度	令和３(2021)年度	
	１０月～３月	４月～６月	７月以降（予定）
153	52	17	84

令和３(2021)年５月 22 日訪問
那須塩原市立三島中学校

令和３(2021)年６月２日訪問
栃木市立大平西小学校

２　いちご一会ダンスコンテスト

いちご一会ダンス習得の動機付けにするとともに、さらなる普及を図るため、幼児・小学生の部、一般の部の２部門で実施。予選・決勝大会を経て、各部門において最優秀賞、優秀賞を選定

※予選大会は、令和３(2021)年８月 31 日までに参加募集を行い、動画審査を実施
決勝大会は、令和４(2022)年６月予定の「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 100 日前イベント」の中で、動画審査を通過した各部門５チームにおいて実施

３　いちご一会花リレー

小・中学校と連携した花いっぱい運動（※いちご一会花リレー）を展開。令和３(2021)年度は、本番に向け県内約 170 校の小・中学校が試行栽培を実施

※　農業系高等学校、育苗業者が育てたポット苗を小・中学校にてプランターに定植・育苗し、各競技会場・最寄り駅に装飾

４　いちご一会花育て隊

地域住民等との協働による花いっぱい運動(いちご一会花育て隊)を実施。令和３(2021)年２月より募集開始し、参加者全員にマリーゴールドの種子袋を配布。また、いちご一会花育て隊参加者の中から、希望者にガーデンピックを配布

〇参加件数・配布数

	参加件数	配布数
種子袋	473	6,274
ガーデンピック	405	744

令和３（2021）年５月 17 日活動
社会福祉法人パステルつるたみ

令和３（2021）年５月 30 日活動
那須塩原市一区町自治会

５　手作り応援のぼり旗の制作

県内高等学校及び特別支援学校に制作を依頼し、令和３年(2021)年 12 月完成予定。開・閉会式会場に設置し、来県する選手・監督等のおもてなしの一環とする。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 2019　　開・閉会式会場

参　考　資　料

参考資料（１）

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】46名 【監事】2名 計57名

令和３年８月２日現在

（敬称略）

No.	役　職	選出区分	機 関 ・ 団 体 名 及び 役 職	氏　　名
1	会　長	県関係	栃木県知事	福田　富一
2	副会長	県議会関係	栃木県議会議長	阿部　寿一
3		県関係	栃木県副知事	北村　一郎
4		県関係	栃木県副知事	末永　洋之
5		県教委関係	栃木県教育委員会教育長	荒川　政利
6		市町村関係	栃木県市長会長	佐藤　栄一
7			栃木県町村会長	古口　達也
8		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会理事長	石松　英昭
9			(特非)栃木県障害者スポーツ協会会長	麦倉　仁巳
10	常任委員	県議会関係	栃木県議会副議長	佐藤　　良
11			栃木県議会県政経営委員会委員長	池田　　忠
12			栃木県議会生活保健福祉委員会委員長	関谷　暢之
13			栃木県議会農林環境委員会委員長	琴寄　昌男
14			栃木県議会経済企業委員会委員長	白石　資隆
15			栃木県議会県土整備委員会委員長	高山　和典
16			栃木県議会文教警察委員会委員長	渡辺　幸子
17		県関係	栃木県総合政策部長	阿久澤　真理
18			栃木県経営管理部長	國井　隆弘
19			栃木県県民生活部長	千金楽　宏
20			栃木県環境森林部長	鈴木　英樹
21			栃木県保健福祉部長	仲山　信之
22			栃木県産業労働観光部長	辻　　真夫
23			栃木県農政部長	青柳　俊明
24			栃木県県土整備部長	田城　　均
25			栃木県企業局長	琴寄　行雄
26			栃木県警察本部長	野井　祐一
27		市町村関係	栃木県市議会議長会会長	久保田　武
28			栃木県町村議会議長会会長	鈴木　　繁
29			栃木県市町村教育委員会連合会会長	森島　　仁
30		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会副会長	丸茂　　博
31			栃木県レクリエーション協会会長	坂本　宏夫
32			栃木県スポーツ推進委員協議会会長	柳田　利夫
33			栃木県スポーツ推進審議会会長	選出手続中
34			栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	清水　武治
35			栃木県小学校教育研究会体育部会部会長	手塚　　洋
36			栃木県中学校体育連盟会長	長谷川　智
37			栃木県高等学校体育連盟会長	丸茂　　博
38			(公財)栃木県民公園福祉協会理事長	熊倉　一臣
39		学校関係	栃木県高等学校長会会長	赤羽　　浩
40			栃木県中学校長会会長	樽井　　久
41			栃木県小学校長会会長	丸山　周二
42			栃木県私立中学高等学校連合会会長	船田　　元
43		産業・経済関係	(一社)栃木県経営者協会会長	青木　　勲
44			(一社)栃木県商工会議所連合会会長	藤井　昌一
45			栃木県商工会連合会会長	福田　徳一
46			栃木県中小企業団体中央会会長	齋藤　高藏
47			(公社)栃木県経済同友会筆頭代表理事	松下　正直
48		通信・運輸関係	(一社)栃木県バス協会会長	吉田　　元
49		宿泊・観光関係	(公社)栃木県観光物産協会会長	荻原　正寿
50		医療・福祉関係	(一社)栃木県医師会会長	稲野　秀孝
51			(福)栃木県社会福祉協議会会長	関根　房三
52		社会団体関係	栃木県地域婦人連絡協議会会長	柳田　京子
53			栃木県女性団体連絡協議会会長	梅澤　啓子
54			(一社)栃木県子ども会連合会会長	内藤　　進
55			栃木県PTA連合会会長	金田　　淳
56	監　事	県関係	栃木県会計管理者会計局長	熊倉　精介
57		市町村関係	栃木県市長会事務局長・町村会常務理事	水沼　忠雄

参考資料 2

令和元年８月５日　第６回総会決定事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を栃木県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること

（２）両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること

（３）両大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること

（４）両大会開催及び準備に係る経費に関すること

（５）関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること

（６）前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な事業に関すること

第２章　組織

（構成）

第４条　実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（１）県及び市町村を代表する者

（２）県及び市町村の議会を代表する者

（３）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者

（４）前各号に掲げる者のほか大会開催の事業に関係ある者

３　会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第５条　実行委員会に次の役員を置く。

（１）会　　長　　１名

（２）副 会 長　　８名以内

（３）常任委員　　70名以内

（４）監　　事　　３名以内

（役員の選任）

第６条　会長は、栃木県知事をもって充てる。

２　副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

３　監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の職務）
第７条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
３　常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第７項に掲げる事項を審議する。
４　監事は、実行委員会の財務を監督する。
（任期等）
第８条　委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
２　会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
３　会長は、前２項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
（顧問及び参与）
第９条　実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
２　顧問及び参与は、会長が委嘱する。
３　顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
４　参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
５　前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
６　顧問及び参与は、無報酬とする。

第３章　会議

（会議の種類）
第 10 条　実行委員会に、次の会議を置く。
（１）総会
（２）常任委員会
（３）募金・企業協賛推進委員会
（４）専門委員会
（総会）
第 11 条　総会は、会長及び委員をもって構成する。
２　総会は、必要に応じて会長が招集する。
３　総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
４　総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
（１）両大会の開催に必要な方針に関すること
（２）会則の制定及び改廃に関すること
（３）事業計画及び事業報告に関すること

（４）予算及び決算に関すること
（５）常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること
（６）その他重要な事項に関すること
５　総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
６　総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
７　会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）
第 12 条　常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
２　委員長は、会長をもって充てる。
３　副委員長は、副会長をもって充てる。
４　常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
５　常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
６　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
７　常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
（１）総会から委任された事項に関すること
（２）専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
（３）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
（４）その他委員長が必要と認める事項に関すること
８　前条第５項及び第６項の規定は常任委員会について準用する。
９　第８条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
（募金・企業協賛推進委員会）
第 13 条　募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員を持って構成する。
２　募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。
３　募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
５　募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
６　第 11 条第 5 項及び第 6 項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。
７　第８条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。
（専門委員会）
第 14 条　専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。
２　専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、

その結果を常任委員会に報告する。
3　前２項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
4　第８条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第４章　会長の専決処分
（会長の専決処分）
第 15 条　会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
2　前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第５章　事務局
（事務局）
第 16 条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　財務
（経費）
第 17 条　実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
（予算及び決算）
第 18 条　実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
（会計年度）
第 19 条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日までとする。
2　実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　補則
（委任）
第 20 条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（解散）
第 21 条　実行委員会は、第２条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
2　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1　この会則は、準備委員会設立の日（平成 26 年５月 19 日）から施行する。

2　準備委員会の平成 26 年度における会計年度は、第 18 条第１項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成 27 年３月 31 日までとする。

附則

この会則は、平成 28 年７月 13 日から施行する。

附則

1　この会則は、実行委員会設立の日（令和元年８月５日）から施行する。

2　この会則施行の際、現に第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3　この会則施行の際、現に制定されている第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会」と、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」と、「公益財団法人日本体育協会」とあるのは「公益財団法人日本スポーツ協会」と読み替える。

4　この会則施行の際、現に制定されている第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

参考資料3

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会組織図

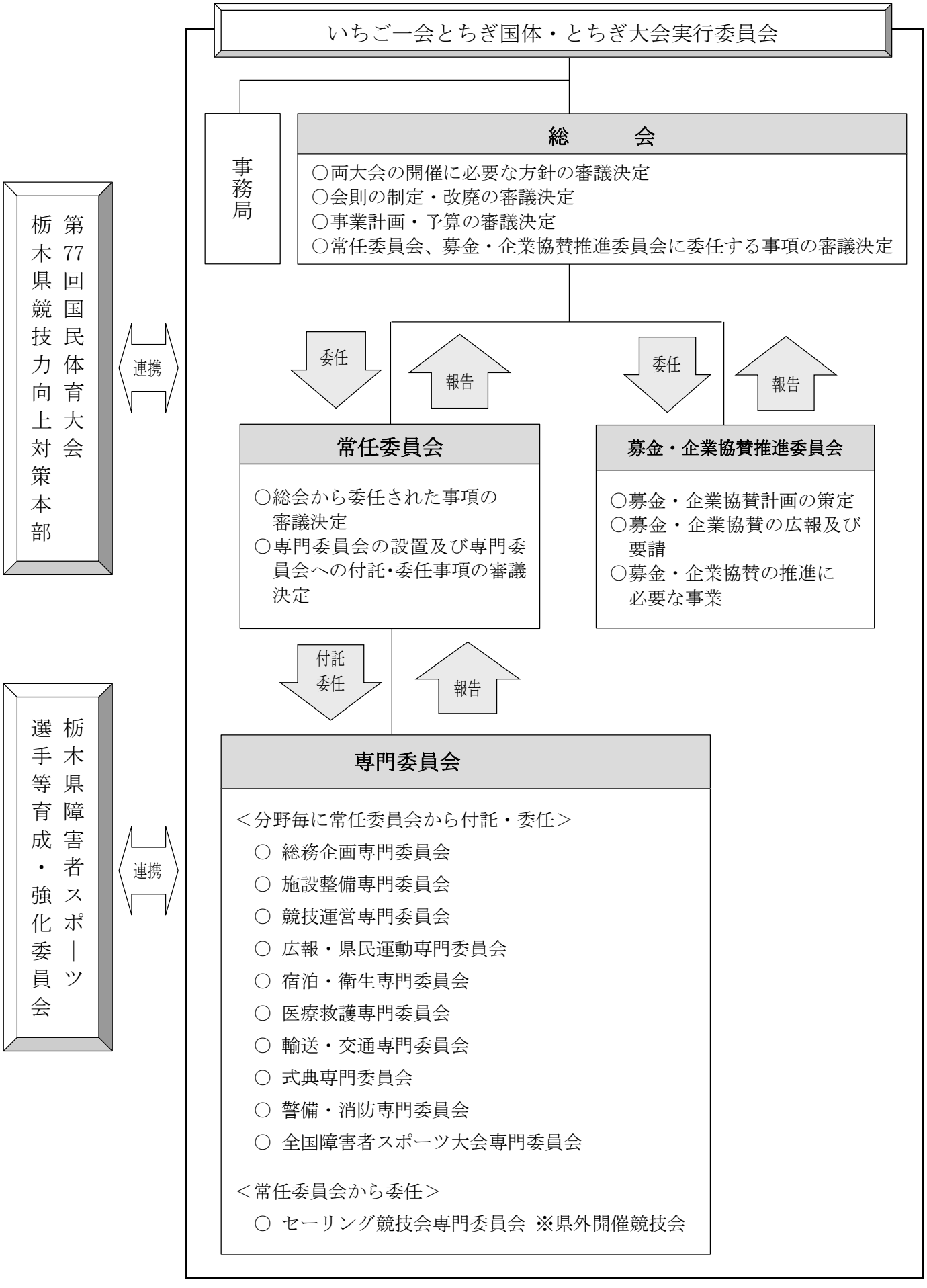

参考資料 ４

令和元年８月５日　第６回総会決定事項

総会から常任委員会等への委任事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則第 11 条第４項第５号の規定に基づく常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

（常任委員会への委任事項）

１　両大会開催に関する方針及び基本計画に関すること

２　会場地市町村及び競技施設の選定に関すること

３　県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること

４　競技施設及び用具等の整備計画に関すること

５　競技の企画及び運営に関すること

６　競技役員等の養成及び編成に関すること

７　広報及び県民運動に関すること

８　宿泊及び衛生に関すること

９　輸送及び交通に関すること

10　警備、消防防災及び医療救護に関すること

11　式典の企画及び運営に関すること

12　その他開催準備に関すること

（募金・企業協賛推進委員会への委任事項）

募金及び企業協賛の推進に関すること

参考資料 5

令和２年８月６日　第２回常任委員会決定事項

「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」

推　進　宣　言

１　スポーツの素晴らしさとともに、環境というテーマを幅広く共有し、県民、企業、団体、行政が一体となった「オールとちぎ」によって、様々な場面で環境に配慮した両大会を実現すること

２　県内産業の技術力を生かし、「メイド・イン・とちぎ」による環境配慮の製品・サービスを積極的に活用した両大会を開催することで、本県の実力を県内外にアピールすること

３　両大会を通じて得られた環境に配慮した取組に関する成果を「次世代のとちぎ」へと引き継ぎ、幅広い取組につなげていくこと

令和2（２０２０）年8月6日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

会長　福田富一

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県国体・障害者スポーツ大会局

TEL 028－623－3522 /　FAX 028－623－3527

e-mail：somukikaku@pref.tochigi.lg.jp

HP ｱﾄﾞﾚｽ：https://www.tochigikokutai2022.jp